

DCダイワ外国債券インデックス

追加型投信／海外／債券／インデックス型

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2017年2月22日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「DCダイワ外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成29年2月21日に関東財務局長に提出しており、平成29年2月22日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和証券投資信託委託株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 岩本 信之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

DCダイワ外国債券インデックス

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 発行（売出）価額の総額

5,000億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

- ① 取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

- ③ 収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

1 円以上 1 円単位とします。

(7) 申込期間

平成 29 年 2 月 22 日から平成 30 年 2 月 21 日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の 9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合、またはこれに類する前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により取得の申込みを行なう場合に限り取得できます。
- ② 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ③ ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- ④ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。
（※）前③の申込受付中止日を除きます。
- ⑤ 当ファンドは、積立投資専用です。
イ. 取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、こ

の場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ）。
ロ．収益分配金は、自動的に再投資されます。

⑥ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

⑦ 取得申込金額に利息は付きません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商 品 分 類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投 資 対 象 地 域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
	補 足 分 類	インデックス型
属 性 区 分	投 資 対 象 資 産	その他資産（投資信託証券（債券 公債））
	決 算 頻 度	年1回
	投 資 対 象 地 域	グローバル（除く日本）
	投 資 形 態	ファミリーファンド
	為 替 ヘ ッ ジ	為替ヘッジなし
	対象インデックス	その他の指数（シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 公債」…目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
- ・「その他の指数」…日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産（ ）	特殊型
	内外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル（除く日本）			
一般					
大型株	年2回	日本			日経225
中小型株					
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり（ ）	
一般		欧州			
公債	年6回（隔月）	アジア			TOPIX
社債		オセアニア			
その他債券	年12回（毎月）	中南米			
クレジット属性（ ）		アフリカ			
不動産投信	日々	中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他（シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））
その他資産（投資信託証券）（債券 公債）	その他（ ）	エマージング			
資産複合（ ）					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

外国の公社債に投資し、投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

運用プロセス



ベンチマークであるシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の主な騰落要因は、為替レート変動と債券価格変動です。したがって、ファンドは、特に以下の3点に留意し運用します。

① 為替レート変動への対応

為替レート変動がベンチマークの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるように、ファンドの通貨別構成比率をベンチマークの通貨別構成比率に近づけます。

② 債券価格変動への対応

ベンチマークは構成する債券の銘柄数が多く、構成銘柄の比率がベンチマークと同一のポートフォリオを構築することは困難です。したがって、債券価格変動がベンチマークの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるように、リスクモデル^(注)を使用した効率的な複製を行なうことを基本とします。なお、リスクモデルを使用した効率的な複製はベンチマークを構成する通貨別に行ないます。

③ 債券価格変動要因の測定・管理

リスクモデルを使用し債券価格変動要因の測定・管理を行ない、債券価格変動がベンチマークの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるようチェックを行なっています。

(注) リスクモデルでは、個別債券をキャッシュフロー（利金と償還金）ごとに分解し、ポートフォリオをキャッシュフローの集合体として分析するなどの手法を採用しています。その結果、ポートフォリオの効率的な複製を行なうこと、イールドカーブの変化などの債券価格変動要因がポートフォリオの価値に与える影響を測定・管理することなどができます。

■ シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）について

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し円ベースで表示した債券インデックスです。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから外国の公社債への直接投資を行なうことができるものとします。



- ・ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ・ 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- ・ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合、またはこれに類する前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により購入の申込みを行なう場合に限り購入できます。

3

毎年11月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
収益分配金は、自動的に再投資されます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- ・ 基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用する為替レートの評価時点が異なること
- ・ 運用管理費用（信託報酬）等を負担することによる影響
- ・ 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差
- ・ 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなど
- ・ 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・ 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

(2) ファンドの沿革

平成 14 年 12 月 2 日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	外国の公社債 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）収益分配金は、自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信

託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成 28 年 12 月末日現在） >

・資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

ロ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ハ．保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産およびマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

ニ．運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ホ．大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑦、⑧および⑨に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

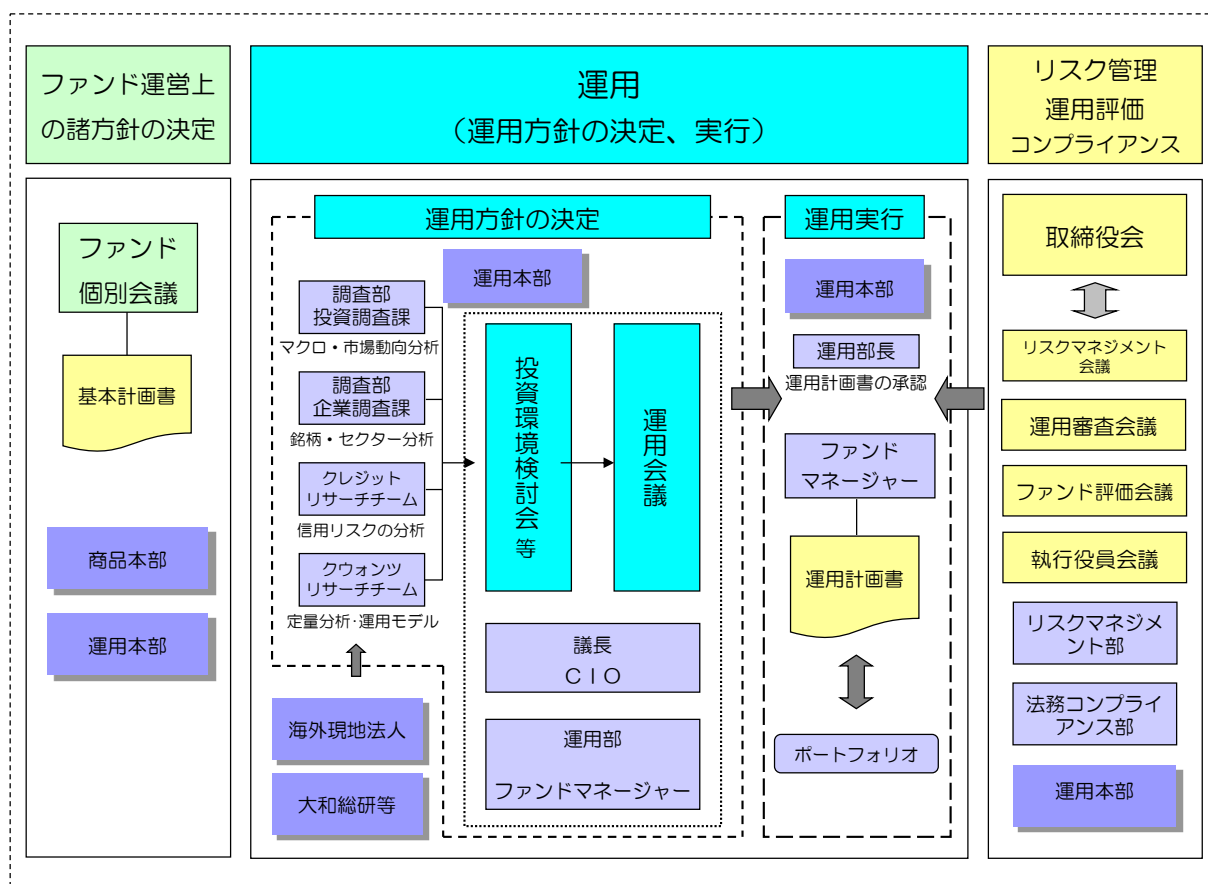
16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証券、前12.ならびに前16.の証券または証券のうち前1.の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証券のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である CIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月 1 回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

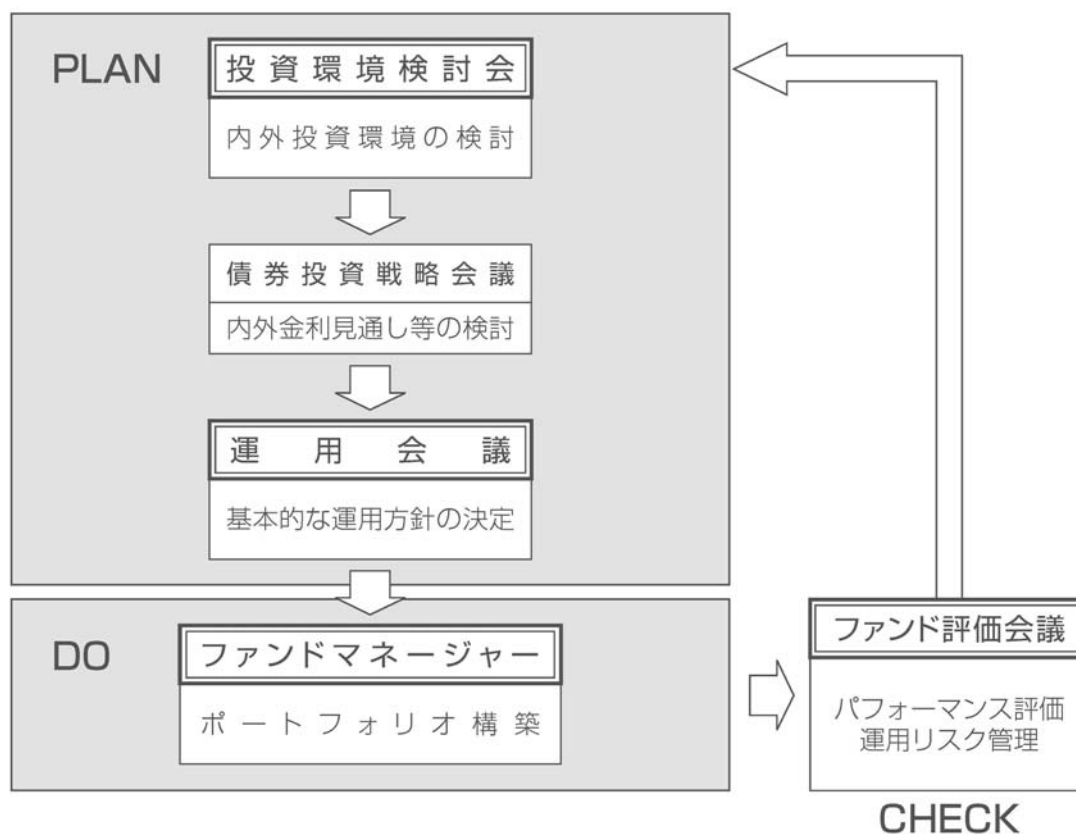
イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
 - ・ファンドマネージャーの任命・変更
 - ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
 - ・各ファンドの分配政策の決定
 - ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
 - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
 - ロ. Deputy-CIO（0～5 名程度）
CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
 - ハ. インベストメント・オフィサー（0～5 名程度）
CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
 - ニ. 運用部長（各運用部に 1 名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。
 - ホ. ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。
- ④ ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議
次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は 30～40 名程度です。
- イ. ファンド評価会議
運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。
 - ロ. 運用審査会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
 - ハ. リスクマネジメント会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
 - ニ. 執行役員会議
経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成 28 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<運用プロセスについて>



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。債券投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

(4) 分配方針

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

イ．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．前ロ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

⑥ 同一銘柄の株式等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式

の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．前ハ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑬ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前ロ．および前ハ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯ 資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度と

します。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考> マザーファンド（外国債券インデックスマザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として外国の公社債に投資し、投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

ロ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ます。)

16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの
- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限
- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。
 - ② 株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
 - ③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているのではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 債券先物取引の利用に伴うリスク

債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている債券先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行なう契約のことをいいます。買予約（外貨を買う契約）を行なっている場合、当該外貨の為替レートが円安方向に変動すれば収益が発生し、円高方向に変動すれば損失が発生します（売予約を行なっている場合は逆の結果となります。）。

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。ファンドで行なっている外国為替予約取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

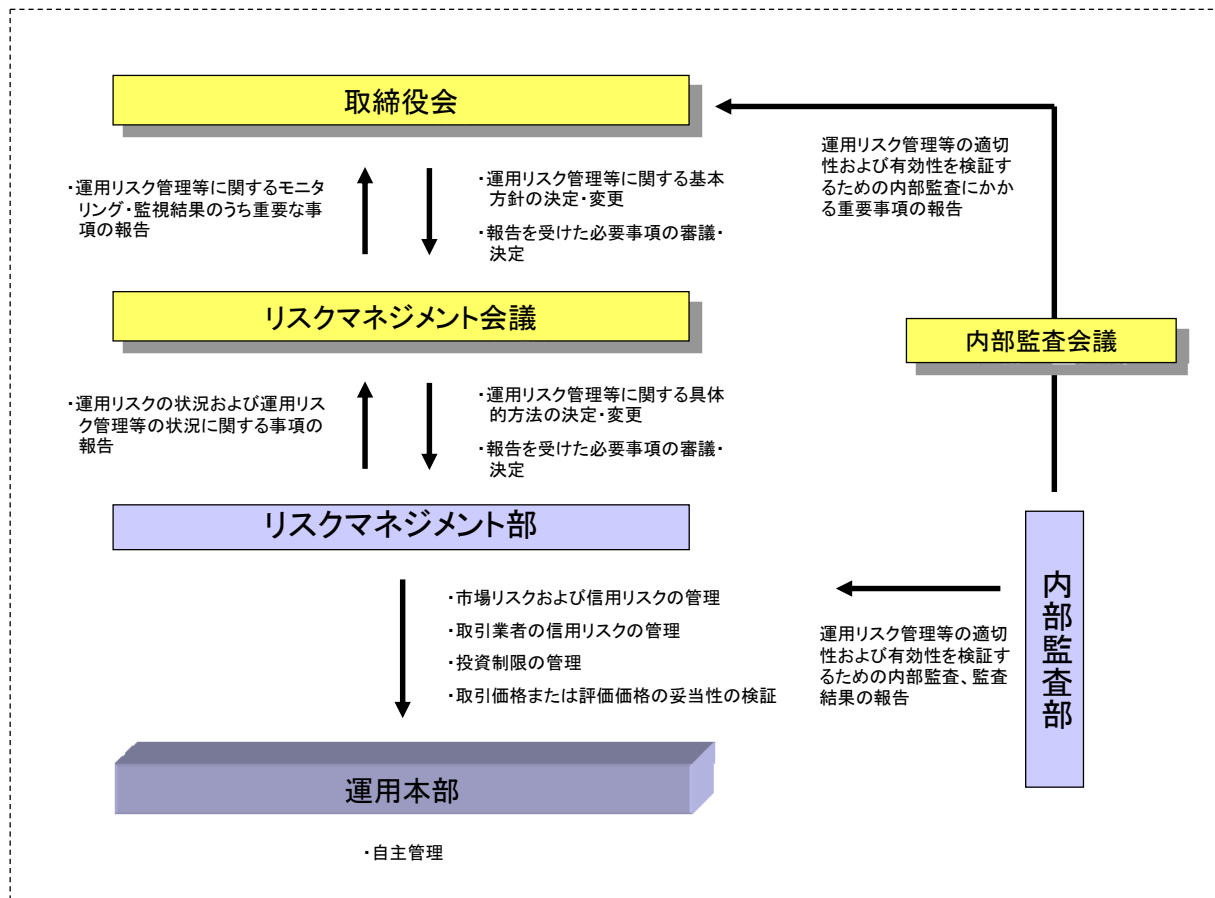
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜フ

ファンドの特色>の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

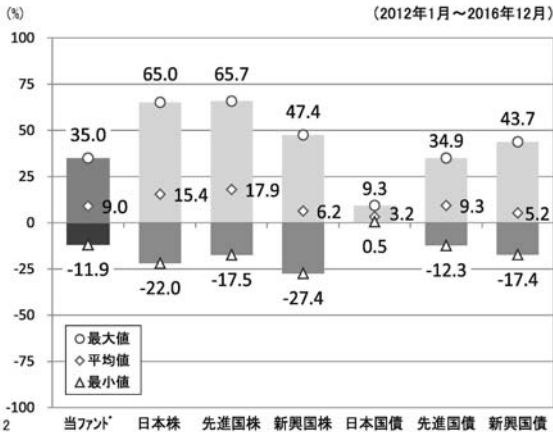
参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の 9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.702%（税抜 0.65%）以内（有価証券届出書提出日現在、年率 0.2484%（税抜 0.23%））を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日（6 か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです（有価証券届出書提出日現在）。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.07% （税抜）	年率 0.12% （税抜）	年率 0.04% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁

します。

- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により受益権を取得した場合、上記にかかわらず、次の取扱いとなります。

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成 49 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成 49 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後 3 年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 上記は、平成 28 年 12 月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

(1) 投資状況（平成 28 年 12 月 30 日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		103,191,160,383	99.99
	内 日本	103,191,160,383	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		7,582,689	0.01
純資産総額		103,198,743,072	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成 28 年 12 月 30 日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	38,099,006,972	2.6271 100,091,413,956	2.7085 103,191,160,383	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (平成19年11月30日)	28,299,999,354	28,299,999,354	1.4519	1.4519
第6計算期間末 (平成20年12月1日)	31,038,829,100	31,038,829,100	1.2008	1.2008
第7計算期間末 (平成21年11月30日)	38,914,375,818	38,914,375,818	1.2713	1.2713
第8計算期間末 (平成22年11月30日)	42,542,955,931	42,542,955,931	1.1813	1.1813
第9計算期間末 (平成23年11月30日)	48,188,737,194	48,188,737,194	1.1453	1.1453
第10計算期間末 (平成24年11月30日)	60,945,762,297	60,945,762,297	1.2918	1.2918
第11計算期間末 (平成25年12月2日)	79,565,402,322	79,565,402,322	1.6388	1.6388
第12計算期間末 (平成26年12月1日)	101,156,885,145	101,156,885,145	1.9509	1.9509
第13計算期間末 (平成27年11月30日)	102,015,934,743	102,015,934,743	1.8947	1.8947
平成27年12月末日	101,561,021,808	—	1.8674	—
平成28年1月末日	103,020,640,077	—	1.8967	—
2月末日	97,505,174,430	—	1.7987	—
3月末日	100,733,552,624	—	1.8303	—
4月末日	97,891,976,366	—	1.7719	—
5月末日	99,346,441,289	—	1.7870	—
6月末日	94,540,756,549	—	1.6877	—
7月末日	96,534,219,846	—	1.7148	—
8月末日	96,648,347,212	—	1.7020	—
9月末日	95,405,079,552	—	1.6691	—
10月末日	95,769,801,002	—	1.6716	—
第14計算期間末 (平成28年11月30日)	99,867,267,090	99,867,267,090	1.7384	1.7384
12月末日	103,198,743,072	—	1.7923	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第5計算期間	5.7
第6計算期間	△17.3
第7計算期間	5.9
第8計算期間	△7.1
第9計算期間	△3.0
第10計算期間	12.8
第11計算期間	26.9
第12計算期間	19.0
第13計算期間	△2.9
第14計算期間	△8.2

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5計算期間	8,379,639,443	2,475,546,176
第6計算期間	10,270,241,988	3,912,774,433
第7計算期間	7,403,760,582	2,643,531,665
第8計算期間	8,092,554,657	2,686,875,203
第9計算期間	9,803,153,134	3,741,231,361
第10計算期間	8,444,886,677	3,343,835,578
第11計算期間	10,098,514,443	8,724,009,798
第12計算期間	10,654,069,601	7,356,185,112
第13計算期間	11,166,412,913	9,174,489,076
第14計算期間	9,257,872,923	5,651,623,386

(参考) マザーファンド
外国債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (平成 28 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		157,495,174,038	98.61
	内 ユーロ	63,233,295,546	39.59
	内 シンガポール	596,576,938	0.37
	内 マレーシア	683,739,709	0.43
	内 ノルウェー	408,375,704	0.26
	内 スウェーデン	706,356,892	0.44
	内 デンマーク	1,011,250,258	0.63
	内 イギリス	11,463,149,639	7.18
	内 スイス	376,356,607	0.24
	内 ポーランド	925,144,374	0.58
	内 カナダ	3,255,206,951	2.04
	内 アメリカ	69,663,880,491	43.62
	内 メキシコ	1,197,742,759	0.75
	内 南アフリカ	830,272,381	0.52
	内 オーストラリア	3,143,825,789	1.97
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,219,137,149	1.39
純資産総額		159,714,311,187	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)		177,546,400	0.11
	内 日本	177,546,400	0.11
為替予約取引(売建)		172,568,280	△0.11
	内 日本	172,568,280	△0.11

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成 28 年 12 月 30 日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,143,000	97.75 699,547,205	96.53 690,773,972	2.000000 2025/08/15	0.43
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,921,000	100.18 691,027,098	99.07 683,322,733	2.250000 2024/11/15	0.43
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,840,000	99.66 678,015,786	98.35 669,137,850	2.250000 2025/11/15	0.42
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,662,000	101.27 667,962,660	100.15 660,595,303	2.375000 2024/08/15	0.41
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,788,000	98.89 666,760,010	97.69 658,702,793	2.125000 2025/05/15	0.41
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,743,000	98.12 656,458,281	97.02 649,085,878	2.000000 2025/02/15	0.41
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,412,000	102.30 644,969,306	101.21 638,072,250	2.500000 2024/05/15	0.40
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,229,000	104.10 634,155,205	103.02 627,540,095	2.750000 2024/02/15	0.39
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,021,000	104.13 609,064,204	103.04 602,712,230	2.750000 2023/11/15	0.38
10	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,529,000	94.17 606,581,708	92.87 598,182,993	1.625000 2026/05/15	0.37
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,600,000	92.91 606,118,904	91.59 597,501,439	1.500000 2026/08/15	0.37
12	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,697,000	128.60 583,375,908	128.68 583,752,414	4.250000 2023/10/25	0.37
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,366,000	94.33 589,674,255	93.07 581,816,932	1.625000 2026/02/15	0.36
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,509,000	103.77 545,071,221	103.24 542,282,125	2.625000 2020/11/15	0.34
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,280,000	106.86 532,814,496	106.37 530,361,496	3.625000 2020/02/15	0.33
16	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	2,709,000	158.93 528,287,556	159.51 530,222,091	4.750000 2035/04/25	0.33
17	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,685,000	98.00 534,840,537	97.14 530,190,698	1.750000 2023/05/15	0.33
18	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	2,507,000	168.62 518,711,659	169.13 520,262,008	5.750000 2032/10/25	0.33
19	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	2,849,000	144.88 506,463,843	147.30 514,933,980	6.000000 2031/05/01	0.32
20	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,550,000	117.13 510,200,710	117.15 510,300,895	3.250000 2021/10/25	0.32

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,076,000	107.89 512,276,004	107.22 509,123,244	3.625000 2021/02/15	0.32
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,325,000	100.39 505,804,297	100.12 504,428,871	1.500000 2019/11/30	0.32
23	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,480,000	117.16 500,289,863	117.08 499,926,916	3.000000 2022/04/25	0.31
24	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	2,623,000	155.02 498,945,370	155.22 499,572,962	5.500000 2029/04/25	0.31
25	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	2,484,000	164.09 500,152,090	163.83 499,356,597	4.500000 2041/04/25	0.31
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,300,000	99.67 499,279,052	99.65 499,163,843	0.750000 2018/04/30	0.31
27	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,020,000	105.87 495,783,094	105.43 493,731,984	3.375000 2019/11/15	0.31
28	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,146,000	126.56 488,562,732	127.06 490,485,083	3.500000 2026/04/25	0.31
29	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,218,000	99.49 488,858,737	99.48 488,819,429	0.625000 2018/04/30	0.31
30	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,380,000	113.54 470,917,225	113.46 470,581,297	3.500000 2020/04/25	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	98.61%
合計	98.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	カナダ・ドル買/円売 2017年1月	買建	24,000	2,009,556	2,072,640	0.00%
		スイス・フラン買/円売 2017年1月	買建	15,000	1,669,693	1,712,850	0.00%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		南アフリカ・ランド買/円 売 2017 年 1 月	買建	447,000	3,578,950	3,821,850	0.00%
		米ドル買/円売 2017 年 1 月	買建	1,258,000	141,744,525	146,355,720	0.09%
		シンガポール・ドル買/円 売 2017 年 1 月	買建	35,000	2,763,722	2,818,200	0.00%
		スウェーデン・クローネ買 /円売 2017 年 1 月	買建	263,000	3,224,261	3,369,030	0.00%
		ポーランド・ズロチ買/円 売 2017 年 1 月	買建	148,000	3,985,788	4,120,320	0.00%
		デンマーク・クローネ買/ 円売 2017 年 1 月	買建	309,000	4,979,808	5,098,500	0.00%
		メキシコ・ペソ買/円売 2017 年 1 月	買建	1,113,000	6,030,456	6,243,930	0.00%
		ノルウェー・クローネ買/ 円売 2017 年 1 月	買建	143,000	1,884,240	1,933,360	0.00%
		カナダ・ドル売/円買 2017 年 1 月	売建	42,000	3,624,028	3,629,220	△0.00%
		豪ドル売/円買 2017 年 1 月	売建	41,000	3,450,547	3,456,300	△0.00%
		米ドル売/円買 2017 年 1 月	売建	653,000	75,903,414	76,022,260	△0.05%
		英ポンド売/円買 2017 年 1 月	売建	87,000	12,426,349	12,436,650	△0.01%
		ユーロ売/円買 2017 年 1 月	売建	565,000	69,291,035	69,319,850	△0.04%
		南アフリカ・ランド売/円 買 2017 年 1 月	売建	900,000	7,694,640	7,704,000	△0.00%

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注 3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

2016年12月30日現在

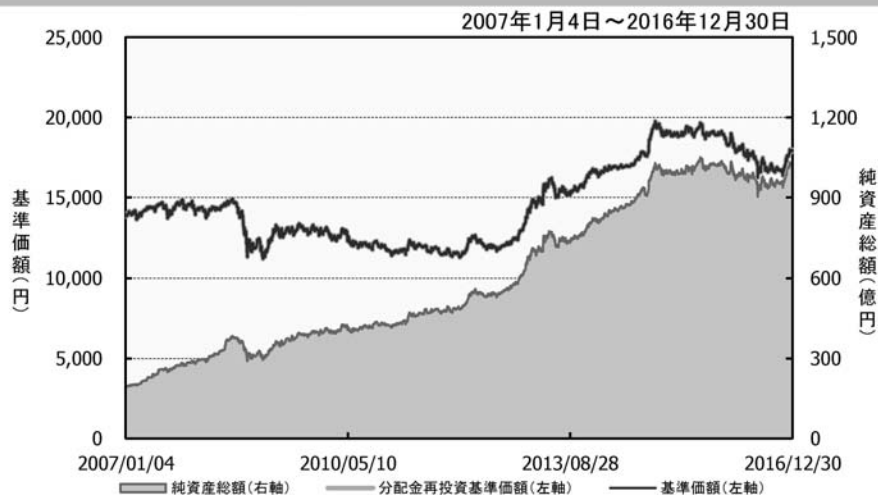
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	17,923円
純資産総額	1,031億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	3.1%
3カ月間	7.4%
6カ月間	6.2%
1年間	-4.0%
3年間	6.7%
5年間	55.6%
設定来	79.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

	直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円							
決算期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
	05年11月	06年11月	07年11月	08年12月	09年11月	10年11月	11年11月	12年11月	13年12月	14年12月	15年11月	16年11月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	745	98.6%	米ドル	44.0%	直接利回り(%)	United States Treasury Note/Bond	2025/08/15	0.4%
			ユーロ	40.2%	最終利回り(%)	United States Treasury Note/Bond	2024/11/15	0.4%
コール・ローン、その他		1.4%	英ポンド	7.2%	修正デュレーション	United States Treasury Note/Bond	2025/11/15	0.4%
合計	745	100.0%	カナダ・ドル	2.1%	残存年数	United States Treasury Note/Bond	2024/08/15	0.4%
債券種別構成			豪ドル	2.0%	格付別構成	United States Treasury Note/Bond	2025/05/15	0.4%
国債		98.6%	メキシコ・ペソ	0.8%	AAA	United States Treasury Note/Bond	2025/02/15	0.4%
			デンマーク・クローネ	0.6%	AA	United States Treasury Note/Bond	2024/05/15	0.4%
			ポーランド・ズロチ	0.6%	A	United States Treasury Note/Bond	2024/02/15	0.4%
			南アフリカ・ランド	0.5%	BBB	United States Treasury Note/Bond	2023/11/15	0.4%
			その他	1.9%	BB	United States Treasury Note/Bond	2026/05/15	0.4%
合計		98.6%	合計	100.0%	合計	合計		4.1%

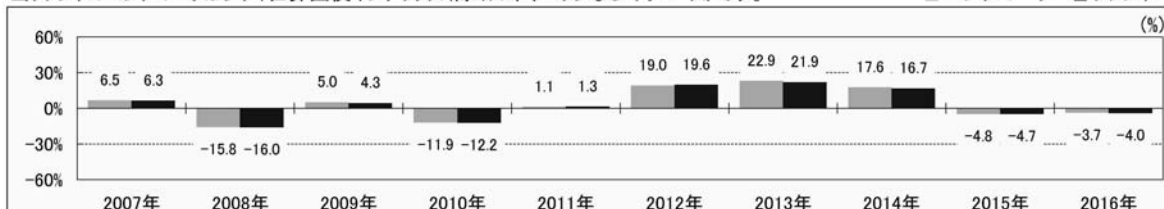
※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはシティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2016年は12月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約の実行の請求の受付を行ないません。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

(営業日の 9:00～17:00)
・ 委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金にかかる請求権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 1 月 13 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

貞廣馬典 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

小林 英之 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている DC ダイワ外国債券インデックスの平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC ダイワ外国債券インデックスの平成 28 年 11 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

DCダイワ外国債券インデックス

(1) 貸借対照表

	第13期 平成27年11月30日現在	第14期 平成28年11月30日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	147,068,813	299,247,053
親投資信託受益証券	102,013,692,376	99,860,162,797
未収入金	43,100,000	56,795,125
流動資産合計	102,203,861,189	100,216,204,975
資産合計	102,203,861,189	100,216,204,975
負債の部		
流動負債		
未払解約金	60,571,923	229,069,129
未払受託者報酬	21,959,306	20,653,706
未払委託者報酬	104,306,835	98,105,266
その他未払費用	1,088,382	1,109,784
流動負債合計	187,926,446	348,937,885
負債合計	187,926,446	348,937,885
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	53,842,039,258	57,448,288,795
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	48,173,895,485	42,418,978,295
(分配準備積立金)	24,413,305,464	22,048,606,728
元本等合計	102,015,934,743	99,867,267,090
純資産合計	102,015,934,743	99,867,267,090
負債純資産合計	102,203,861,189	100,216,204,975

(2) 損益及び剰余金計算書

	第13期 自 平成26年12月2日 至 平成27年11月30日 金 額 (円)	第14期 自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	99,579	12,378
有価証券売買等損益	△2,701,568,897	△8,234,397,900
営業収益合計	△2,701,469,318	△8,234,385,522
営業費用		
支払利息	—	51,820
受託者報酬	43,490,541	42,121,799
委託者報酬	206,580,430	200,078,880
その他費用	2,146,937	2,156,442
営業費用合計	252,217,908	244,408,941
営業損失 (△)	△2,953,687,226	△8,478,794,463
経常損失 (△)	△2,953,687,226	△8,478,794,463
当期純損失 (△)	△2,953,687,226	△8,478,794,463
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△356,757,768	△720,583,465
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	49,306,769,724	48,173,895,485
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,156,905,234	7,017,870,096
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	10,156,905,234	7,017,870,096
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,692,850,015	5,014,576,288
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	8,692,850,015	5,014,576,288
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	48,173,895,485	42,418,978,295

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 14 期 自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 13 期 平成 27 年 11 月 30 日現在	第 14 期 平成 28 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首元本額	51,850,115,421 円	53,842,039,258 円
期中追加設定元本額	11,166,412,913 円	9,257,872,923 円
期中一部解約元本額	9,174,489,076 円	5,651,623,386 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	53,842,039,258 口	57,448,288,795 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 13 期 自 平成 26 年 12 月 2 日 至 平成 27 年 11 月 30 日	第 14 期 自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (23,760,590,021 円) 及び分配準備積立金 (24,413,305,464 円) より分配対象額は 48,173,895,485 円 (1 万口当たり 8,947.26 円) であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (27,863,290,134 円) 及び分配準備積立金 (22,048,606,728 円) より分配対象額は 49,911,896,862 円 (1 万口当たり 8,688.14 円) であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 14 期 自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 14 期 平成 28 年 11 月 30 日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 13 期 平成 27 年 11 月 30 日現在	第 14 期 平成 28 年 11 月 30 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△2, 537, 547, 934	△7, 971, 447, 352
合計	△2, 537, 547, 934	△7, 971, 447, 352

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期 平成27年11月30日現在	第14期 平成28年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第13期 平成27年11月30日現在	第14期 平成28年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8947円 (18,947円)	1.7384円 (17,384円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	38,020,240,928	99,860,162,797	
親投資信託受益証券 合計			99,860,162,797	
合計			99,860,162,797	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年11月30日現在	平成28年11月30日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,299,870	277,840,378
コール・ローン	1,424,967,456	1,355,518,736
国債証券	160,897,617,318	152,458,096,613
派生商品評価勘定	10,321,012	15,156,110
未収利息	1,365,306,752	1,181,963,343
前払費用	28,126,154	27,676,065
流動資産合計	163,748,638,562	155,316,251,245
資産合計	163,748,638,562	155,316,251,245
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,453,112	138,679
未払解約金	81,875,100	338,983,307
流動負債合計	96,328,212	339,121,986
負債合計	96,328,212	339,121,986
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	57,305,049,313	59,006,131,580
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	106,347,261,037	95,970,997,679
元本等合計	163,652,310,350	154,977,129,259
純資産合計	163,652,310,350	154,977,129,259
負債純資産合計	163,748,638,562	155,316,251,245

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 27 年 11 月 30 日現在	平成 28 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	平成 26 年 12 月 2 日	平成 27 年 12 月 1 日
期首元本額	58,642,095,234 円	57,305,049,313 円
期中追加設定元本額	4,738,151,583 円	5,269,599,218 円
期中一部解約元本額	6,075,197,504 円	3,568,516,951 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国債券インデックス V A	1,705,324,690 円	1,426,188,983 円
ダイワ国内重視バランスファ ンド 3 0 V A (一般投資家私 募)	64,835,690 円	47,463,120 円
ダイワ国内重視バランスファ ンド 5 0 V A (一般投資家私 募)	424,599,533 円	340,370,920 円
ダイワ国際分散バランスファ ンド 3 0 V A (一般投資家私 募)	94,962,008 円	85,931,327 円
ダイワ国際分散バランスファ ンド 5 0 V A (一般投資家私 募)	1,383,635,321 円	1,134,382,139 円
ダイワファンドラップ 外国 債券インデックス エマー ジングプラス (為替ヘッジなし)	－円	45,058,356 円
ダイワファンドラップ 外国 債券インデックス (為替ヘ ッジなし)	－円	79,097,081 円
D－I’ s 外国債券インデ ックス	458,057 円	850,783 円
D Cダイワ・ターゲットイヤ ー2050	－円	17,978 円
i F r e e 外国債券インデ ックス	－円	71,282,917 円
i F r e e 8資産バランス	－円	23,335,905 円
D Cダイワ外国債券インデ ックス	35,721,581,475 円	38,020,240,928 円
ダイワ・ライフ・バランス 3 0	453,561,180 円	588,263,235 円
ダイワ・ライフ・バランス 5 0	223,580,955 円	260,217,655 円
ダイワ・ライフ・バランス 7 0	140,934,888 円	159,536,254 円
D Cダイワ・ワールドアセッ ト (六つの羽/安定コース)	208,558,781 円	251,573,954 円
D Cダイワ・ワールドアセッ ト (六つの羽/6分散コース)	170,466,025 円	202,071,895 円
D Cダイワ・ワールドアセッ ト (六つの羽/成長コース)	51,355,053 円	59,946,308 円

DCダイワ・ターゲットイヤー2020	11,127,145 円	12,384,412 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	11,074,521 円	15,705,795 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	617,784 円	932,613 円
ダイワ世界バランスファンド40VA	1,816,582,601 円	1,705,288,856 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	190,939,449 円	194,065,438 円
ダイワ・バランスファンド35VA	7,736,607,136 円	7,200,012,883 円
ダイワ・ワールド・バランスファンド50VA	546,037,516 円	519,885,779 円
ダイワ・ワールド・バランスファンド75VA	350,468,264 円	335,883,404 円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	412,662,256 円	396,659,545 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国債券	70,890,454 円	103,331,290 円
ダイワ・ノーロード 外国債券ファンド	—円	7,209,795 円
ダイワ投信倶楽部外国債券インデックス	5,422,306,182 円	5,614,367,146 円
ダイワライフスタイル25	30,209,709 円	35,139,131 円
ダイワライフスタイル50	48,765,591 円	55,152,766 円
ダイワライフスタイル75	12,907,049 円	14,282,989 円
計	57,305,049,313 円	59,006,131,580 円
2. 期末日における受益権の総数	57,305,049,313 口	59,006,131,580 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成 28 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 27 年 11 月 30 日現在	平成 28 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	82,327,006	△1,064,833,729
合計	82,327,006	△1,064,833,729

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成 26 年 12 月 2 日から平成 27 年 11 月 30 日まで、及び平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成 27 年 11 月 30 日 現在				平成 28 年 11 月 30 日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買 建	1,316,101,673	—	1,311,969,573	△4,132,100	989,797,739	—	1,004,815,170	15,017,431
アメリカ・ドル	626,126,802	—	634,804,890	8,678,088	605,070,604	—	613,008,100	7,937,496
イギリス・ポンド	82,160,770	—	81,399,780	△760,990	58,653,622	—	61,094,110	2,440,488
オーストラリア・ドル	30,462,896	—	31,099,300	636,404	7,293,210	—	7,319,310	26,100
カナダ・ドル	20,008,159	—	19,916,260	△91,899	18,052,034	—	18,742,080	690,046

シンガポール・ドル	5,422,699	—	5,470,920	48,221	2,640,662	—	2,763,250	122,588
スイス・フラン	4,399,317	—	4,290,120	△109,197	1,594,900	—	1,666,650	71,750
スウェーデン・クローナ	6,881,802	—	6,790,520	△91,282	3,064,686	—	3,221,750	157,064
デンマーク・クローネ	42,231,229	—	41,505,440	△725,789	4,786,255	—	4,968,720	182,465
ノルウェー・クローネ	4,153,665	—	4,159,500	5,835	1,819,517	—	1,883,310	63,793
ポーランド・ズロチ	7,805,927	—	7,635,420	△170,507	3,945,147	—	3,993,040	47,893
メキシコ・ペソ	15,590,542	—	15,793,200	202,658	6,193,399	—	6,054,720	△138,679
ユーロ	463,562,173	—	451,947,553	△11,614,620	273,223,387	—	276,483,900	3,260,513
南アフリカ・ランド	7,295,692	—	7,156,670	△139,022	3,460,316	—	3,616,230	155,914
合計	1,316,101,673	—	1,311,969,573	△4,132,100	989,797,739	—	1,004,815,170	15,017,431

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成 27 年 11 月 30 日現在	平成 28 年 11 月 30 日現在
1 口当たり純資産額	2. 8558 円	2. 6265 円
(1 万口当たり純資産額)	(28, 558 円)	(26, 265 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	4.25% United States Treasury Note/Bond 20171115	1,686,000.000	1,740,457.800	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20180215	3,839,000.000	3,957,010.860	
		3.875% United States Treasury Note/Bond 20180515	2,960,000.000	3,084,053.600	
		4% United States Treasury Note/Bond 20180815	3,173,000.000	3,333,998.020	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20181115	2,488,000.000	2,615,410.480	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20190215	3,161,000.000	3,270,149.330	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20190515	3,096,000.000	3,238,199.280	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20190815	2,621,000.000	2,784,393.140	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20191115	4,020,000.000	4,256,014.200	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20200215	4,280,000.000	4,573,907.600	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20200515	3,073,000.000	3,278,491.510	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20200815	2,854,000.000	2,960,568.360	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20171031	2,372,000.000	2,394,510.280	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20201115	4,509,000.000	4,679,124.570	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20171130	883,000.000	895,167.740	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20171231	924,000.000	941,860.920	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20180131	255,000.000	259,959.750	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20210215	4,076,000.000	4,397,596.400	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20180228	1,234,000.000	1,261,666.280	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20180331	1,300,000.000	1,332,747.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20180430	260,000.000	266,021.600	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20210515	2,551,000.000	2,702,044.710	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20180531	1,322,000.000	1,349,101.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20180630	1,065,000.000	1,088,004.000	

2. 25% United States Treasury Note/Bond 20180731	1, 341, 000. 000	1, 368, 383. 220	
2. 125% United States Treasury Note/Bond 20210815	2, 534, 000. 000	2, 570, 312. 220	
1. 5% United States Treasury Note/Bond 20180831	3, 444, 000. 000	3, 469, 830. 000	
1. 375% United States Treasury Note/Bond 20180930	2, 835, 000. 000	2, 849, 827. 050	
1. 75% United States Treasury Note/Bond 20181031	1, 320, 000. 000	1, 336, 394. 400	
2% United States Treasury Note/Bond 20211115	2, 153, 000. 000	2, 169, 642. 690	
1. 375% United States Treasury Note/Bond 20181130	2, 165, 000. 000	2, 176, 582. 750	
1. 375% United States Treasury Note/Bond 20181231	1, 861, 000. 000	1, 870, 807. 470	
1. 25% United States Treasury Note/Bond 20190131	1, 426, 000. 000	1, 429, 222. 760	
2% United States Treasury Note/Bond 20220215	3, 224, 000. 000	3, 244, 891. 520	
1. 375% United States Treasury Note/Bond 20190228	1, 843, 000. 000	1, 851, 772. 680	
1. 5% United States Treasury Note/Bond 20190331	300, 000. 000	302, 214. 000	
1. 25% United States Treasury Note/Bond 20190430	559, 000. 000	559, 631. 670	
1. 75% United States Treasury Note/Bond 20220515	2, 459, 000. 000	2, 436, 893. 590	
1. 125% United States Treasury Note/Bond 20190531	2, 385, 000. 000	2, 378, 942. 100	
1% United States Treasury Note/Bond 20190630	1, 368, 000. 000	1, 359, 285. 840	
0. 875% United States Treasury Note/Bond 20190731	1, 784, 000. 000	1, 765, 446. 400	
1. 625% United States Treasury Note/Bond 20220815	2, 543, 000. 000	2, 497, 098. 850	
1% United States Treasury Note/Bond 20190831	1, 872, 000. 000	1, 856, 930. 400	
1% United States Treasury Note/Bond 20190930	2, 215, 000. 000	2, 195, 618. 750	
0. 75% United States Treasury Note/Bond 20171031	2, 648, 000. 000	2, 646, 225. 840	
1. 25% United States Treasury Note/Bond 20191031	884, 000. 000	882, 099. 400	
1. 625% United States Treasury Note/Bond 20221115	3, 168, 000. 000	3, 099, 666. 240	
0. 625% United States Treasury Note/Bond 20171130	2, 336, 000. 000	2, 330, 697. 280	
1% United States Treasury Note/Bond 20191130	1, 353, 000. 000	1, 338, 928. 800	
0. 75% United States Treasury Note/Bond 20171231	1, 913, 000. 000	1, 910, 149. 630	
1. 125% United States Treasury Note/Bond 20191231	1, 894, 000. 000	1, 879, 188. 920	
0. 875% United States Treasury Note/Bond 20180131	2, 153, 000. 000	2, 151, 901. 970	
1. 375% United States Treasury Note/Bond 20200131	1, 366, 000. 000	1, 364, 661. 320	
2% United States Treasury Note/Bond 20230215	3, 850, 000. 000	3, 840, 644. 500	

0.75% United States Treasury Note/Bond 20180228	3,447,000.000	3,439,037.430	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20200229	1,968,000.000	1,956,762.720	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180331	2,315,000.000	2,308,471.700	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20200331	1,160,000.000	1,147,437.200	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20230515	4,685,000.000	4,591,300.000	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20180430	4,218,000.000	4,196,572.560	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20200430	1,451,000.000	1,433,878.200	
1% United States Treasury Note/Bond 20180531	3,407,000.000	3,407,238.490	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200531	2,461,000.000	2,449,654.790	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20180630	1,693,000.000	1,702,446.940	
1.875% United States Treasury Note/Bond 20200630	2,131,000.000	2,156,721.170	
2% United States Treasury Note/Bond 20200731	2,827,000.000	2,870,705.420	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20180731	1,697,000.000	1,706,537.140	
2.5% United States Treasury Note/Bond 20230815	3,768,000.000	3,863,066.640	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20200831	1,993,000.000	2,031,444.970	
2% United States Treasury Note/Bond 20200930	1,885,000.000	1,912,671.800	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20181031	3,611,000.000	3,622,266.320	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20201031	2,345,000.000	2,356,349.800	
2.75% United States Treasury Note/Bond 20231115	5,021,000.000	5,228,467.720	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20181130	2,638,000.000	2,645,914.000	
2% United States Treasury Note/Bond 20201130	2,501,000.000	2,534,013.200	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20181231	2,026,000.000	2,042,126.960	
2.375% United States Treasury Note/Bond 20201231	2,006,000.000	2,062,408.720	
2.75% United States Treasury Note/Bond 20240215	5,229,000.000	5,443,859.610	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20190131	2,185,000.000	2,201,715.250	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20210131	1,647,000.000	1,676,333.070	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20190228	2,373,000.000	2,390,797.500	
2% United States Treasury Note/Bond 20210228	1,734,000.000	1,754,860.020	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20190331	2,383,000.000	2,407,378.090	
2.25% United States Treasury Note/Bond 20210331	2,821,000.000	2,882,695.270	

2. 5% United States Treasury Note/Bond 20240515	5, 412, 000. 000	5, 536, 692. 480	
1. 625% United States Treasury Note/Bond 20190430	2, 975, 000. 000	3, 004, 750. 000	
2. 25% United States Treasury Note/Bond 20210430	2, 407, 000. 000	2, 459, 641. 090	
1. 5% United States Treasury Note/Bond 20190531	2, 241, 000. 000	2, 256, 216. 390	
2% United States Treasury Note/Bond 20210531	2, 732, 000. 000	2, 761, 642. 200	
1. 625% United States Treasury Note/Bond 20190630	2, 885, 000. 000	2, 912, 494. 050	
2. 125% United States Treasury Note/Bond 20210630	3, 485, 000. 000	3, 540, 237. 250	
8. 875% United States Treasury Note/Bond 20190215	904, 000. 000	1, 058, 737. 680	
8. 125% United States Treasury Note/Bond 20190815	724, 000. 000	855, 529. 080	
8. 75% United States Treasury Note/Bond 20200815	642, 000. 000	808, 515. 540	
8% United States Treasury Note/Bond 20211115	2, 106, 000. 000	2, 721, 015. 180	
6. 25% United States Treasury Note/Bond 20230815	654, 000. 000	825, 720. 780	
6% United States Treasury Note/Bond 20260215	855, 000. 000	1, 119, 844. 800	
6. 5% United States Treasury Note/Bond 20261115	630, 000. 000	865, 116. 000	
6. 125% United States Treasury Note/Bond 20271115	709, 000. 000	965, 126. 250	
5. 5% United States Treasury Note/Bond 20280815	700, 000. 000	919, 240. 000	
5. 25% United States Treasury Note/Bond 20281115	738, 000. 000	953, 053. 200	
5. 25% United States Treasury Note/Bond 20290215	473, 000. 000	613, 088. 410	
6. 25% United States Treasury Note/Bond 20300515	964, 000. 000	1, 382, 433. 840	
5. 375% United States Treasury Note/Bond 20310215	1, 241, 000. 000	1, 676, 317. 980	
4. 5% United States Treasury Note/Bond 20360215	1, 926, 000. 000	2, 477, 009. 340	
5% United States Treasury Note/Bond 20370515	547, 000. 000	747, 464. 560	
4. 375% United States Treasury Note/Bond 20380215	548, 000. 000	693, 559. 760	
4. 5% United States Treasury Note/Bond 20380515	1, 019, 000. 000	1, 310, 841. 600	
3. 5% United States Treasury Note/Bond 20390215	849, 000. 000	947, 297. 220	
4. 25% United States Treasury Note/Bond 20390515	1, 121, 000. 000	1, 388, 022. 200	
4. 5% United States Treasury Note/Bond 20390815	760, 000. 000	971, 903. 200	
4. 375% United States Treasury Note/Bond 20391115	1, 210, 000. 000	1, 522, 422. 000	
4. 625% United States Treasury Note/Bond 20400215	1, 710, 000. 000	2, 227, 138. 200	
4. 375% United States Treasury Note/Bond 20400515	1, 478, 000. 000	1, 860, 654. 200	

3.875% United States Treasury Note/Bond 20400815	1,591,000.000	1,862,822.350	
4.25% United States Treasury Note/Bond 20401115	1,469,000.000	1,815,698.690	
4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	1,754,000.000	2,328,014.040	
4.375% United States Treasury Note/Bond 20410515	1,365,000.000	1,720,432.350	
3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	1,367,000.000	1,569,165.630	
3.125% United States Treasury Note/Bond 20411115	1,450,000.000	1,500,402.000	
3.125% United States Treasury Note/Bond 20420215	1,623,000.000	1,680,048.450	
3% United States Treasury Note/Bond 20420515	1,853,000.000	1,875,143.350	
2.75% United States Treasury Note/Bond 20420815	1,731,000.000	1,672,440.270	
2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	3,030,000.000	2,922,738.000	
3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	2,026,000.000	2,097,538.060	
2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	3,998,000.000	3,943,307.360	
3.625% United States Treasury Note/Bond 20430815	3,314,000.000	3,756,452.140	
3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	3,581,000.000	4,149,197.270	
3.625% United States Treasury Note/Bond 20440215	3,617,000.000	4,098,784.400	
3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	3,357,000.000	3,635,765.280	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20190731	3,326,000.000	3,356,133.560	
2.25% United States Treasury Note/Bond 20210731	2,834,000.000	2,891,785.260	
2.375% United States Treasury Note/Bond 20240815	5,662,000.000	5,734,077.260	
3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	3,729,000.000	3,856,867.410	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20190831	2,989,000.000	3,015,482.540	
2% United States Treasury Note/Bond 20210831	1,301,000.000	1,312,019.470	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20190930	3,404,000.000	3,445,188.400	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20210930	3,625,000.000	3,675,677.500	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20191031	3,190,000.000	3,204,450.700	
2% United States Treasury Note/Bond 20211031	2,163,000.000	2,179,222.500	
2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	5,921,000.000	5,932,072.270	
3% United States Treasury Note/Bond 20441115	3,696,000.000	3,731,222.880	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20171115	1,593,000.000	1,593,302.670	
1.875% United States Treasury Note/Bond 20211130	2,886,000.000	2,890,386.720	

1.5% United States Treasury Note/Bond 20191130	4,325,000.000	4,342,040.500	
1% United States Treasury Note/Bond 20171215	1,517,000.000	1,518,941.760	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20211231	3,169,000.000	3,210,070.240	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20191231	2,204,000.000	2,220,001.040	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20180115	1,547,000.000	1,546,334.790	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20200131	3,963,000.000	3,942,867.960	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20220131	2,427,000.000	2,382,610.170	
2% United States Treasury Note/Bond 20250215	5,743,000.000	5,635,318.750	
2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	3,763,000.000	3,424,593.410	
1% United States Treasury Note/Bond 20180215	1,961,000.000	1,962,608.020	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200229	2,788,000.000	2,781,448.200	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20220228	1,809,000.000	1,796,138.010	
1% United States Treasury Note/Bond 20180315	2,081,000.000	2,082,373.460	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200331	2,792,000.000	2,784,126.560	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180415	2,083,000.000	2,076,396.890	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20220331	2,891,000.000	2,867,496.170	
1% United States Treasury Note/Bond 20180515	2,180,000.000	2,180,239.800	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	5,788,000.000	5,723,753.200	
3% United States Treasury Note/Bond 20450515	4,035,000.000	4,065,262.500	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200430	2,607,000.000	2,597,015.190	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20220430	2,612,000.000	2,588,518.120	
1.875% United States Treasury Note/Bond 20220531	2,826,000.000	2,816,504.640	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20200531	3,013,000.000	3,010,619.730	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20180615	2,196,000.000	2,199,667.320	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20200630	3,001,000.000	3,009,432.810	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20220630	2,821,000.000	2,847,207.090	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20180715	2,189,000.000	2,183,943.410	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20200731	3,135,000.000	3,140,611.650	
2% United States Treasury Note/Bond 20220731	2,179,000.000	2,182,900.410	
2% United States Treasury Note/Bond 20250815	6,143,000.000	6,005,212.510	

2.875% United States Treasury Note/Bond 20450815	3,573,000.000	3,510,186.660	
1% United States Treasury Note/Bond 20180815	14,000.000	13,986.280	
1.875% United States Treasury Note/Bond 20220831	2,445,000.000	2,431,625.850	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200831	2,868,000.000	2,844,912.600	
1% United States Treasury Note/Bond 20180915	2,179,000.000	2,176,014.770	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20220930	2,472,000.000	2,439,344.880	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20200930	2,876,000.000	2,850,144.760	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20181015	2,057,000.000	2,049,347.960	
2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	5,840,000.000	5,820,377.600	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20201031	3,116,000.000	3,085,805.960	
3% United States Treasury Note/Bond 20451115	3,709,000.000	3,734,480.830	
1.875% United States Treasury Note/Bond 20221031	2,558,000.000	2,540,196.320	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20181115	2,138,000.000	2,144,414.000	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20171130	2,277,000.000	2,277,432.630	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20201130	3,096,000.000	3,092,130.000	
2% United States Treasury Note/Bond 20221130	2,687,000.000	2,684,877.270	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20181215	2,151,000.000	2,156,786.190	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20201231	3,043,000.000	3,051,794.270	
1% United States Treasury Note/Bond 20171231	2,276,000.000	2,278,753.960	
2.125% United States Treasury Note/Bond 20221231	2,492,000.000	2,505,232.520	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20190115	2,146,000.000	2,145,399.120	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20210131	3,126,000.000	3,085,674.600	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	5,366,000.000	5,062,016.100	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180131	2,329,000.000	2,324,155.680	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20190215	2,065,000.000	2,047,323.600	
1.75% United States Treasury Note/Bond 20230131	2,561,000.000	2,518,180.080	
2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	3,428,000.000	3,110,910.000	
1% United States Treasury Note/Bond 20190315	2,100,000.000	2,092,188.000	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20210228	3,309,000.000	3,230,146.530	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20230228	2,262,000.000	2,188,485.000	

1.25% United States Treasury Note/Bond 20210331	3,002,000.000	2,942,410.300	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20180331	700,000.000	699,202.000	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20230331	2,123,000.000	2,051,837.040	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20190415	1,125,000.000	1,116,866.250	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	5,529,000.000	5,207,156.910	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20210430	2,450,000.000	2,412,098.500	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180430	4,300,000.000	4,286,025.000	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20230430	2,070,000.000	2,014,358.400	
2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	3,423,000.000	3,106,098.660	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20190515	2,507,000.000	2,486,317.250	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20180531	4,000,000.000	3,992,960.000	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20210531	2,700,000.000	2,657,583.000	
1.625% United States Treasury Note/Bond 20230531	2,500,000.000	2,430,250.000	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20190615	2,100,000.000	2,081,205.000	
0.625% United States Treasury Note/Bond 20180630	1,000,000.000	993,940.000	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20210630	2,500,000.000	2,429,475.000	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20230630	3,000,000.000	2,868,750.000	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20190715	2,500,000.000	2,466,675.000	
1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	5,600,000.000	5,203,184.000	
2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	3,480,000.000	2,987,058.000	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20190815	2,500,000.000	2,463,950.000	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180831	2,200,000.000	2,188,054.000	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20210831	3,700,000.000	3,589,851.000	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180731	1,770,000.000	1,761,486.300	
1.125% United States Treasury Note/Bond 20210731	3,700,000.000	3,591,294.000	
1.25% United States Treasury Note/Bond 20230731	2,780,000.000	2,634,467.000	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20230831	2,400,000.000	2,291,040.000	
0.875% United States Treasury Note/Bond 20190915	2,600,000.000	2,569,008.000	
0.75% United States Treasury Note/Bond 20180930	3,000,000.000	2,982,060.000	
1.375% United States Treasury Note/Bond 20230930	2,505,000.000	2,389,719.900	

	1.125% United States Treasury Note/Bond 20210930	3,042,000.000	2,946,937.500	
	1% United States Treasury Note/Bond 20191015	2,147,000.000	2,126,603.500	
	0.75% United States Treasury Note/Bond 20181031	2,326,000.000	2,310,811.220	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 599,940,357.710 (67,445,295,014)	
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	2% United Kingdom Gilt 20200722	2,380,000.000	2,514,708.000	
	2% United Kingdom Gilt 20250907	2,121,000.000	2,254,198.800	
	1.5% United Kingdom Gilt 20210122	2,477,000.000	2,572,859.900	
	2.5% United Kingdom Gilt 20650722	1,182,000.000	1,445,231.400	
	1.5% United Kingdom Gilt 20260722	945,000.000	955,300.500	
	0.5% United Kingdom Gilt 20220722	60,000.000	58,956.000	
	1.5% United Kingdom Gilt 20470722	400,000.000	358,480.000	
	8% United Kingdom Gilt 20210607	1,102,000.000	1,470,398.600	
	6% United Kingdom Gilt 20281207	949,000.000	1,414,674.300	
	4.25% United Kingdom Gilt 20320607	1,840,000.000	2,455,112.000	
	5% United Kingdom Gilt 20250307	1,472,000.000	1,915,808.000	
	4.25% United Kingdom Gilt 20360307	2,032,000.000	2,790,748.800	
	4.75% United Kingdom Gilt 20381207	1,457,000.000	2,179,817.700	
	4.75% United Kingdom Gilt 20200307	1,724,000.000	1,974,842.000	
	4.25% United Kingdom Gilt 20551207	1,708,000.000	2,856,800.800	
	4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,666,000.000	2,512,827.800	
	4.25% United Kingdom Gilt 20271207	1,232,000.000	1,574,742.400	
	5% United Kingdom Gilt 20180307	1,604,000.000	1,704,250.000	
	4.5% United Kingdom Gilt 20421207	1,666,000.000	2,510,662.000	
	4.75% United Kingdom Gilt 20301207	1,500,000.000	2,073,600.000	
	4.25% United Kingdom Gilt 20491207	1,373,000.000	2,149,843.400	
	4.5% United Kingdom Gilt 20190307	1,573,000.000	1,729,828.100	
	4.25% United Kingdom Gilt 20390907	1,246,000.000	1,758,978.200	
	4% United Kingdom Gilt 20220307	1,232,000.000	1,445,875.200	

	4.5% United Kingdom Gilt 20340907	1,870,000.000	2,611,642.000	
	3.75% United Kingdom Gilt 20190907	1,428,000.000	1,568,943.600	
	4% United Kingdom Gilt 20600122	1,244,000.000	2,061,681.200	
	3.75% United Kingdom Gilt 20200907	1,795,000.000	2,020,452.000	
	4.25% United Kingdom Gilt 20401207	1,577,000.000	2,252,744.500	
	3.75% United Kingdom Gilt 20210907	1,633,000.000	1,875,827.100	
	3.75% United Kingdom Gilt 20520722	1,182,000.000	1,752,787.800	
	1.75% United Kingdom Gilt 20220907	2,242,000.000	2,364,413.200	
	3.25% United Kingdom Gilt 20440122	2,156,000.000	2,706,426.800	
	1.25% United Kingdom Gilt 20180722	2,854,000.000	2,908,226.000	
	2.25% United Kingdom Gilt 20230907	1,942,000.000	2,110,371.400	
	3.5% United Kingdom Gilt 20680722	1,621,000.000	2,536,216.600	
	1.75% United Kingdom Gilt 20190722	2,161,000.000	2,250,033.200	
	2.75% United Kingdom Gilt 20240907	1,842,000.000	2,068,381.800	
	3.5% United Kingdom Gilt 20450122	2,324,000.000	3,056,757.200	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 78,823,448.300 (11,071,541,548)	
オーストラリア・ドル	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	2,455,000.000	2,642,267.400	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	2,420,000.000	2,795,172.600	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20200415	2,209,000.000	2,391,728.480	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20220715	2,032,000.000	2,406,639.840	
	5.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20180121	2,063,000.000	2,151,853.410	
	5.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20230421	2,068,000.000	2,450,373.200	
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	2,589,000.000	3,066,515.160	
	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20240421	2,173,000.000	2,209,767.160	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	1,314,000.000	1,362,512.880	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	2,398,000.000	2,516,221.400	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	958,000.000	1,127,546.840	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20181021	1,197,000.000	1,230,097.050	

	4. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	2, 848, 000. 000	3, 224, 790. 400	
	2. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20191021	1, 511, 000. 000	1, 547, 324. 440	
	3. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20370421	863, 000. 000	914, 555. 620	
	2. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20350621	557, 000. 000	516, 506. 100	
	1. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20201121	1, 495, 000. 000	1, 478, 734. 400	
	3. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	412, 000. 000	400, 043. 760	
	2. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	1, 592, 000. 000	1, 589, 245. 840	
	2. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20280521	678, 000. 000	640, 330. 320	
	3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	682, 000. 000	601, 510. 360	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 37, 263, 736. 660 (3, 135, 370, 803)	
カナダ・ドル	2. 75% Canada Government International Bond 20641201	カナダ・ドル 325, 000. 000	カナダ・ドル 389, 603. 500	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	386, 000. 000	623, 212. 440	
	5. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	983, 000. 000	1, 419, 068. 630	
	5. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1, 127, 000. 000	1, 722, 822. 360	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1, 192, 000. 000	1, 768, 177. 040	
	4. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180601	969, 000. 000	1, 020, 763. 980	
	3. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20190601	1, 524, 000. 000	1, 639, 214. 400	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	1, 413, 000. 000	1, 913, 724. 810	
	3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200601	1, 476, 000. 000	1, 612, 013. 400	
	3. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210601	956, 000. 000	1, 053, 282. 560	
	2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20220601	1, 351, 000. 000	1, 471, 711. 850	
	3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	1, 491, 000. 000	1, 929, 890. 760	
	1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	1, 253, 000. 000	1, 276, 230. 620	
	1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180301	1, 265, 000. 000	1, 274, 588. 700	
	1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180901	1, 021, 000. 000	1, 031, 403. 990	
	2. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	1, 405, 000. 000	1, 524, 228. 300	
	1. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20190301	853, 000. 000	873, 224. 630	
	1. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20190901	1, 627, 000. 000	1, 671, 775. 040	

	2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	847,000.000	972,864.200	
	2. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,156,000.000	1,232,122.600	
	1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200301	829,000.000	847,337.480	
	1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180201	1,772,000.000	1,784,935.600	
	0. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200901	931,000.000	927,545.990	
	1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	1,029,000.000	1,027,405.050	
	0. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20171101	1,128,000.000	1,124,322.720	
	0. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210301	1,237,000.000	1,228,637.880	
	0. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180501	1,284,000.000	1,276,552.800	
	0. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210901	980,000.000	970,739.000	
	0. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180801	1,344,000.000	1,340,142.720	
	1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	390,000.000	366,424.500	
	0. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20181101	800,000.000	797,344.000	
	0. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20220301	340,000.000	330,677.200	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 38,441,988.750 (3,216,825,619)	
シンガポール・ドル		シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	4% SINGAPORE GOVERNMENT 20180901	491,000.000	515,756.220	
	3. 25% SINGAPORE GOVERNMENT 20200901	696,000.000	740,752.800	
	3. 5% SINGAPORE GOVERNMENT 20270301	442,000.000	485,758.000	
	3. 125% SINGAPORE GOVERNMENT 20220901	438,000.000	466,820.400	
	2. 5% SINGAPORE GOVERNMENT 20190601	599,000.000	617,149.700	
	3% SINGAPORE GOVERNMENT 20240901	503,000.000	531,168.000	
	2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20300901	359,000.000	366,582.080	
	2. 25% SINGAPORE GOVERNMENT 20210601	495,000.000	507,870.000	
	2. 75% SINGAPORE GOVERNMENT 20420401	400,000.000	402,000.000	
	0. 5% SINGAPORE GOVERNMENT 20180401	504,000.000	500,315.760	
	2. 75% SINGAPORE GOVERNMENT 20230701	421,000.000	438,387.300	
	3. 375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	238,000.000	257,754.000	
	2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	125,000.000	128,812.500	

	1. 625% SINGAPORE GOVERNMENT 20191001	270,000.000	272,295.000	
	2. 375% SINGAPORE GOVERNMENT 20250601	224,000.000	225,456.000	
	2% SINGAPORE GOVERNMENT 20200701	224,000.000	228,256.000	
	2. 75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	168,000.000	169,009.680	
	2. 125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	250,000.000	246,285.000	
	1. 25% SINGAPORE GOVERNMENT 20211001	190,000.000	186,131.600	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 7,286,560.040 (575,419,646)	
スイス・フラン	4% SWISS GOVERNMENT BOND 20230211	スイス・フラン 404,000.000	スイス・フラン 517,851.240	
	4% SWISS GOVERNMENT BOND 20280408	497,000.000	728,895.230	
	3% SWISS GOVERNMENT BOND 20180108	605,000.000	632,019.300	
	3% SWISS GOVERNMENT BOND 20190512	517,000.000	567,438.520	
	2. 25% SWISS GOVERNMENT BOND 20200706	407,000.000	452,531.090	
	2% SWISS GOVERNMENT BOND 20210428	362,000.000	405,925.080	
スイス・フラン 小計			スイス・フラン 3,304,660.460 (367,180,824)	
スウェーデン・ク ローナ	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	スウェーデン・クローナ 8,095,000.000	スウェーデン・クローナ 9,879,057.050	
	4. 25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20190312	8,385,000.000	9,345,753.300	
	3. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	4,155,000.000	5,826,099.450	
	3. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20220601	8,165,000.000	9,832,946.200	
	1. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	7,025,000.000	7,734,876.250	
	2. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	5,495,000.000	6,524,213.500	
	1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	6,080,000.000	6,378,832.000	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ 55,521,777.750 (680,141,777)	
デンマーク・クロ ーネ	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	デンマーク・クローネ 1,864,000.000	デンマーク・クローネ 2,885,472.000	
	4% DANISH GOVERNMENT BOND 20171115	5,291,000.000	5,527,666.430	
	4. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	11,512,000.000	20,161,080.720	

	4% DANISH GOVERNMENT BOND 20191115	8,601,000.000	9,762,651.060	
	3% DANISH GOVERNMENT BOND 20211115	7,650,000.000	8,894,808.000	
	1.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20231115	5,846,000.000	6,445,799.600	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	7,863,000.000	8,841,393.090	
	0.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20181115	3,164,000.000	3,214,497.440	
デンマーク・クローネ 小計			デンマーク・クローネ 65,733,368.340 (1,057,649,897)	
ノルウェー・クローネ	4.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20190522	6,075,000.000	6,635,783.250	
	3.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20210525	6,698,000.000	7,476,508.540	
	2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20230524	4,824,000.000	5,022,507.600	
	3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20240314	4,095,000.000	4,535,662.950	
	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	3,395,000.000	3,452,477.350	
	1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	3,140,000.000	3,114,095.000	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 30,237,034.690 (398,524,117)	
ポーランド・ズロチ	5.75% Poland Government Bond 20220923	2,309,000.000	2,624,732.660	
	5.5% Poland Government Bond 20191025	1,912,000.000	2,085,036.000	
	1.5% Poland Government Bond 20200425	2,078,000.000	2,016,615.880	
	2.5% Poland Government Bond 20260725	3,377,000.000	3,073,610.320	
	2% Poland Government Bond 20210425	2,127,000.000	2,056,766.460	
	Poland Government Bond 20181025	1,668,000.000	1,609,469.880	
	1.75% Poland Government Bond 20210725	3,051,000.000	2,905,863.930	
	5.75% Poland Government Bond 20290425	627,000.000	748,387.200	
	5.25% Poland Government Bond 20201025	2,256,000.000	2,478,170.880	
	5.75% Poland Government Bond 20211025	884,000.000	998,186.280	
	4% Poland Government Bond 20231025	2,575,000.000	2,681,321.750	
	3.75% Poland Government Bond 20180425	1,720,000.000	1,767,454.800	
	2.5% Poland Government Bond 20180725	2,099,000.000	2,124,544.830	

	3. 25% Poland Government Bond 20190725	1, 840, 000. 000	1, 893, 728. 000	
	3. 25% Poland Government Bond 20250725	2, 591, 000. 000	2, 538, 739. 530	
ポーランド・ズロチ 小計			ポーランド・ズロチ 31, 602, 628. 400 (852, 954, 941)	
マレーシア・リン ギット		マレーシア・リンギット	マレーシア・リンギット	
	4. 24% MALAYSIAN GOVERNMENT 20180207	1, 210, 000. 000	1, 213, 678. 400	
	5. 734% MALAYSIAN GOVERNMENT 20190730	647, 000. 000	672, 362. 400	
	3. 502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	573, 000. 000	517, 436. 190	
	5. 248% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280915	738, 000. 000	770, 700. 780	
	4. 378% MALAYSIAN GOVERNMENT 20191129	1, 603, 000. 000	1, 611, 351. 630	
	4. 498% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300415	1, 178, 000. 000	1, 140, 775. 200	
	4. 16% MALAYSIAN GOVERNMENT 20210715	1, 916, 000. 000	1, 912, 263. 800	
	4. 392% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260415	1, 514, 000. 000	1, 463, 886. 600	
	4. 232% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310630	420, 000. 000	395, 291. 400	
	3. 58% MALAYSIAN GOVERNMENT 20180928	1, 595, 000. 000	1, 586, 562. 450	
	3. 418% MALAYSIAN GOVERNMENT 20220815	875, 000. 000	829, 552. 500	
	3. 892% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270315	731, 000. 000	678, 068. 290	
	4. 127% MALAYSIAN GOVERNMENT 20320415	618, 000. 000	560, 229. 360	
	3. 314% MALAYSIAN GOVERNMENT 20171031	599, 000. 000	597, 807. 990	
	3. 492% MALAYSIAN GOVERNMENT 20200331	1, 044, 000. 000	1, 017, 545. 040	
	3. 26% MALAYSIAN GOVERNMENT 20180301	533, 000. 000	528, 490. 820	
	3. 48% MALAYSIAN GOVERNMENT 20230315	1, 001, 000. 000	938, 777. 840	
	3. 844% MALAYSIAN GOVERNMENT 20330415	477, 000. 000	424, 973. 610	
	3. 733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	586, 000. 000	530, 371. 020	
	3. 889% MALAYSIAN GOVERNMENT 20200731	656, 000. 000	645, 674. 560	
	4. 935% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430930	600, 000. 000	587, 406. 000	
	4. 181% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240715	1, 057, 000. 000	1, 028, 545. 560	
	4. 048% MALAYSIAN GOVERNMENT 20210930	857, 000. 000	850, 761. 040	
	3. 654% MALAYSIAN GOVERNMENT 20191031	648, 000. 000	640, 029. 600	
	3. 955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	737, 000. 000	702, 618. 950	

	3. 659% MALAYSIAN GOVERNMENT 20201015	700,000.000	687,680.000	
	3. 795% MALAYSIAN GOVERNMENT 20220930	1,161,000.000	1,115,163.720	
	4. 254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	620,000.000	573,059.800	
	3. 759% MALAYSIAN GOVERNMENT 20190315	768,000.000	765,611.520	
	3. 8% MALAYSIAN GOVERNMENT 20230817	702,000.000	682,077.240	
	4. 736% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460315	450,000.000	434,817.000	
	3. 9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130	50,000.000	47,760.500	
	3. 62% MALAYSIAN GOVERNMENT 20211130	352,000.000	344,586.880	
マレーシア・リングgit 小計			マレーシア・リングgit 26,495,917.690 (667,167,207)	
メキシコ・ペソ	5% Mexican Bonos 20191211	15,647,000.000	14,937,877.960	
	5.75% Mexican Bonos 20260305	7,590,000.000	6,799,122.000	
	8% Mexican Bonos 20231207	8,233,000.000	8,610,318.390	
	10% Mexican Bonos 20241205	21,119,000.000	24,629,822.560	
	7.5% Mexican Bonos 20270603	8,568,000.000	8,607,755.520	
	7.75% Mexican Bonos 20171214	13,756,000.000	13,993,291.000	
	10% Mexican Bonos 20361120	6,874,000.000	8,540,051.380	
	8.5% Mexican Bonos 20290531	8,844,000.000	9,558,595.200	
	8.5% Mexican Bonos 20181213	22,092,000.000	22,897,916.160	
	8.5% Mexican Bonos 20381118	9,694,000.000	10,562,485.460	
	8% Mexican Bonos 20200611	12,728,000.000	13,231,646.960	
	6.5% Mexican Bonos 20210610	21,626,000.000	21,194,128.780	
	7.75% Mexican Bonos 20310529	13,015,000.000	13,231,049.000	
	6.5% Mexican Bonos 20220609	11,399,000.000	11,089,289.170	
	7.75% Mexican Bonos 20421113	14,654,000.000	14,801,272.700	
	4.75% Mexican Bonos 20180614	16,633,000.000	16,247,613.390	
	7.75% Mexican Bonos 20341123	6,944,000.000	7,045,243.520	
メキシコ・ペソ 小計			メキシコ・ペソ 225,977,479.150 (1,231,577,261)	
ユーロ	0.375% Finland Government Bond 20200915	432,000.000	445,875.840	
	0.75% Finland Government Bond 20310415	414,000.000	411,743.700	
	0.875% Finland Government Bond 20250915	279,000.000	292,944.420	
	0.5% Finland Government Bond 20260415	411,000.000	414,699.000	
	Finland Government Bond 20230915	200,000.000	199,916.000	
	0.25% Austria Government Bond 20191018	527,000.000	539,621.650	
	1.2% Austria Government Bond 20251020	873,000.000	939,444.030	
	0.75% Austria Government Bond 20261020	576,000.000	588,493.440	

1.5% Austria Government Bond 20470220	234,000.000	245,412.180	
0.8% Belgium Government Bond 20250622	1,399,000.000	1,444,439.520	
1% Belgium Government Bond 20310622	924,000.000	927,788.400	
1.9% Belgium Government Bond 20380622	558,000.000	630,199.620	
1% Belgium Government Bond 20260622	1,283,000.000	1,331,330.610	
1.6% Belgium Government Bond 20470622	544,000.000	557,436.800	
2.15% Belgium Government Bond 20660622	290,000.000	327,520.200	
0.2% Belgium Government Bond 20231022	150,000.000	151,533.000	
6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	774,000.000	1,129,676.220	
6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	1,067,000.000	1,764,167.130	
5.625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	1,362,000.000	2,157,666.780	
4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	950,000.000	1,426,168.500	
6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	951,000.000	1,663,127.820	
5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	1,448,000.000	2,443,673.760	
4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	1,775,000.000	3,009,299.500	
4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	2,071,000.000	3,364,546.600	
4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	1,225,000.000	2,120,891.500	
4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180104	1,798,000.000	1,894,264.920	
4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704	2,211,000.000	2,390,091.000	
4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	1,399,000.000	2,605,651.490	
3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20190104	2,682,000.000	2,938,962.420	
3.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20190704	2,481,000.000	2,757,557.070	
3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20200104	2,075,000.000	2,331,719.000	
3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20200704	1,928,000.000	2,183,633.520	
3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	1,374,000.000	2,146,957.440	
2.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20200904	1,444,000.000	1,603,634.200	
2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20210104	2,333,000.000	2,631,973.950	
3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20210704	1,674,000.000	1,968,238.980	
2.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20210904	1,415,000.000	1,602,544.100	
2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220104	1,707,000.000	1,921,091.940	

1. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220704	2, 222, 000. 000	2, 489, 239. 940	
2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	1, 728, 000. 000	2, 429, 464. 320	
1. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220904	1, 644, 000. 000	1, 821, 601. 320	
1. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230215	1, 410, 000. 000	1, 568, 568. 600	
1. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230515	1, 817, 000. 000	2, 025, 682. 450	
2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230815	1, 599, 000. 000	1, 839, 601. 530	
1. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240215	1, 561, 000. 000	1, 778, 759. 500	
2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	1, 709, 000. 000	2, 431, 086. 680	
1. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240515	1, 594, 000. 000	1, 789, 902. 600	
1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240815	1, 542, 000. 000	1, 673, 486. 340	
0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250215	2, 394, 000. 000	2, 497, 827. 780	
1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250815	2, 034, 000. 000	2, 200, 706. 640	
0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	2, 168, 000. 000	2, 238, 438. 320	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20260815	1, 700, 000. 000	1, 663, 212. 000	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20171215	733, 000. 000	739, 362. 440	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20180316	747, 000. 000	754, 843. 500	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20180615	1, 500, 000. 000	1, 518, 300. 000	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20180914	700, 000. 000	709, 751. 000	
0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180223	1, 190, 000. 000	1, 209, 456. 500	
0. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180413	1, 392, 000. 000	1, 412, 058. 720	
1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20181012	1, 209, 000. 000	1, 249, 610. 310	
1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20190222	1, 438, 000. 000	1, 495, 088. 600	
0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20190412	1, 113, 000. 000	1, 146, 579. 210	
0. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20191011	1, 151, 000. 000	1, 183, 619. 340	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20200417	1, 731, 000. 000	1, 770, 864. 930	
0. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20201016	1, 448, 000. 000	1, 496, 884. 480	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20210409	1, 578, 000. 000	1, 615, 035. 660	
GERMAN GOVERNMENT BOND 20211008	1, 200, 000. 000	1, 227, 012. 000	
8. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20191025	653, 000. 000	826, 319. 260	
8. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20230425	685, 000. 000	1, 056, 975. 550	

6% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251025	2, 225, 000. 000	3, 302, 278. 250	
5. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290425	2, 623, 000. 000	4, 066, 384. 440	
5. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321025	2, 507, 000. 000	4, 227, 478. 890	
4. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	2, 709, 000. 000	4, 305, 522. 060	
4. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20190425	3, 075, 000. 000	3, 438, 311. 250	
4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	1, 564, 000. 000	2, 612, 615. 080	
3. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20210425	3, 230, 000. 000	3, 809, 946. 500	
4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	2, 424, 000. 000	3, 663, 148. 800	
4. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20231025	3, 697, 000. 000	4, 754, 489. 880	
4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20180425	2, 931, 000. 000	3, 125, 178. 750	
4. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20181025	2, 567, 000. 000	2, 809, 684. 180	
4. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	2, 484, 000. 000	4, 076, 219. 160	
3. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20191025	3, 263, 000. 000	3, 674, 953. 750	
3. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20200425	3, 380, 000. 000	3, 837, 956. 200	
4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	1, 017, 000. 000	1, 746, 361. 890	
3. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260425	3, 146, 000. 000	3, 981, 766. 360	
2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20201025	3, 113, 000. 000	3, 466, 107. 590	
3. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20211025	3, 550, 000. 000	4, 158, 115. 000	
3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20220425	3, 480, 000. 000	4, 077, 342. 000	
2. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	3, 099, 000. 000	3, 735, 999. 450	
2. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20221025	2, 694, 000. 000	3, 063, 697. 620	
1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20180525	2, 114, 000. 000	2, 167, 695. 600	
3. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	2, 088, 000. 000	2, 917, 938. 240	
1. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20230525	3, 347, 000. 000	3, 712, 626. 280	
1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20181125	1, 920, 000. 000	1, 983, 820. 800	
2. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20240525	3, 086, 000. 000	3, 549, 640. 640	
1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20190525	1, 764, 000. 000	1, 836, 059. 400	
2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	2, 787, 000. 000	3, 332, 137. 200	
1. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	2, 799, 000. 000	3, 110, 220. 810	
0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20191125	2, 322, 000. 000	2, 394, 121. 320	

0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	2, 792, 000. 000	2, 803, 782. 240	
FRENCH GOVERNMENT BOND 20200525	3, 070, 000. 000	3, 117, 185. 900	
FRENCH GOVERNMENT BOND 20180225	1, 335, 000. 000	1, 346, 894. 850	
1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251125	2, 101, 000. 000	2, 181, 720. 420	
0. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20201125	2, 193, 000. 000	2, 244, 930. 240	
1. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	2, 020, 000. 000	2, 145, 623. 800	
FRENCH GOVERNMENT BOND 20190225	1, 592, 000. 000	1, 614, 829. 280	
0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	2, 737, 000. 000	2, 700, 050. 500	
1. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20360525	879, 000. 000	871, 625. 190	
1. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20660525	257, 000. 000	255, 401. 460	
FRENCH GOVERNMENT BOND 20210525	2, 170, 000. 000	2, 194, 325. 700	
0. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	1, 000, 000. 000	956, 190. 000	
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	548, 000. 000	810, 568. 720	
5. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	1, 239, 000. 000	1, 918, 987. 980	
4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	1, 355, 000. 000	2, 168, 501. 350	
3. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	791, 000. 000	986, 100. 150	
4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20180715	1, 544, 000. 000	1, 663, 304. 880	
4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20190715	1, 347, 000. 000	1, 514, 634. 150	
3. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20200715	1, 146, 000. 000	1, 318, 346. 940	
3. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	1, 349, 000. 000	2, 224, 231. 200	
3. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20210715	1, 463, 000. 000	1, 716, 640. 310	
2. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20220715	1, 438, 000. 000	1, 646, 653. 800	
2. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	1, 168, 000. 000	1, 487, 564. 800	
1. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20180115	1, 477, 000. 000	1, 510, 764. 220	
1. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230715	1, 385, 000. 000	1, 558, 859. 050	
1. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20190115	924, 000. 000	962, 992. 800	
2. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	1, 004, 000. 000	1, 468, 058. 840	
2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20240715	1, 514, 000. 000	1, 736, 966. 780	
0. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20200115	1, 374, 000. 000	1, 412, 829. 240	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20180415	1, 323, 000. 000	1, 336, 296. 150	

0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20250715	1,291,000.000	1,291,529.310	
0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	948,000.000	958,086.720	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20220115	400,000.000	406,700.000	
9% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20231101	1,106,000.000	1,658,015.660	
7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	510,000.000	755,498.700	
6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	2,392,000.000	3,431,156.560	
2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241201	1,814,000.000	1,925,615.420	
0.75% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20180115	1,376,000.000	1,388,851.840	
1.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20191201	1,445,000.000	1,470,894.400	
3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20460901	1,129,000.000	1,188,972.480	
1.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20220415	1,229,000.000	1,246,390.350	
1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,687,000.000	1,654,947.000	
1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	1,465,000.000	1,345,734.350	
0.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20180515	1,258,000.000	1,261,220.480	
0.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20200501	1,511,000.000	1,519,552.260	
2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251201	1,591,000.000	1,611,889.830	
1.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20220915	1,504,000.000	1,529,056.640	
0.3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20181015	371,000.000	371,790.230	
0.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20201101	774,000.000	775,114.560	
2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	1,140,000.000	1,074,495.600	
0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20230315	1,259,000.000	1,234,562.810	
1.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260601	1,286,000.000	1,254,544.440	
0.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20190415	812,000.000	807,209.200	
0.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20210601	1,674,000.000	1,648,956.960	
2.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360901	924,000.000	878,853.360	
1.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261201	1,218,000.000	1,141,278.180	
0.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20231015	700,000.000	664,958.000	
0.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20211101	358,000.000	348,086.980	
2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	448,000.000	390,602.240	
0.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20191015	358,000.000	354,230.260	

5. 25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	2, 654, 000. 000	3, 559, 093. 620	
6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	2, 849, 000. 000	4, 127, 659. 690	
5. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20330201	1, 455, 000. 000	2, 089, 671. 000	
4. 25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190201	2, 074, 000. 000	2, 250, 704. 800	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20200201	1, 921, 000. 000	2, 161, 970. 240	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	2, 098, 000. 000	2, 829, 215. 940	
4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	2, 390, 000. 000	2, 878, 157. 500	
3. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20210801	2, 734, 000. 000	3, 098, 360. 180	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20180201	2, 480, 000. 000	2, 610, 547. 200	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20390801	1, 734, 000. 000	2, 355, 066. 780	
4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20230801	2, 101, 000. 000	2, 559, 606. 280	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20180801	2, 187, 000. 000	2, 346, 126. 120	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190301	2, 708, 000. 000	2, 961, 712. 520	
4. 25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190901	2, 531, 000. 000	2, 796, 375. 350	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	2, 118, 000. 000	2, 654, 192. 880	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	1, 893, 000. 000	2, 561, 948. 340	
4. 25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20200301	2, 560, 000. 000	2, 869, 120. 000	
4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20200901	2, 214, 000. 000	2, 493, 273. 960	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	2, 070, 000. 000	2, 527, 821. 900	
3. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20210301	2, 144, 000. 000	2, 415, 258. 880	
4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20210901	2, 281, 000. 000	2, 692, 743. 310	
5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20220301	2, 012, 000. 000	2, 418, 886. 760	
5. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20220901	1, 657, 000. 000	2, 059, 882. 980	
5. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20221101	1, 910, 000. 000	2, 376, 422. 000	
3. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20171101	1, 295, 000. 000	1, 338, 693. 300	
4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20280901	1, 810, 000. 000	2, 302, 754. 400	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20230501	1, 594, 000. 000	1, 905, 531. 360	
3. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20180601	1, 770, 000. 000	1, 861, 491. 300	
4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	1, 363, 000. 000	1, 805, 975. 000	
4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20240301	2, 194, 000. 000	2, 638, 570. 220	

3. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20181201	2, 111, 000. 000	2, 248, 215. 000	
3. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20210501	1, 729, 000. 000	1, 950, 052. 650	
2. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190501	1, 100, 000. 000	1, 156, 166. 000	
3. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20240901	1, 901, 000. 000	2, 191, 035. 570	
3. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	1, 938, 000. 000	2, 219, 106. 900	
2. 15% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20211215	1, 593, 000. 000	1, 688, 197. 680	
1. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20190801	1, 246, 000. 000	1, 282, 333. 360	
5. 5% Belgium Government Bond 20280328	1, 706, 000. 000	2, 611, 033. 000	
5% Belgium Government Bond 20350328	1, 704, 000. 000	2, 839, 698. 960	
4% Belgium Government Bond 20220328	1, 377, 000. 000	1, 694, 233. 260	
4% Belgium Government Bond 20180328	966, 000. 000	1, 026, 616. 500	
4% Belgium Government Bond 20190328	1, 121, 000. 000	1, 242, 325. 830	
3. 75% Belgium Government Bond 20200928	1, 736, 000. 000	2, 018, 881. 200	
4. 25% Belgium Government Bond 20410328	1, 474, 000. 000	2, 397, 770. 540	
4. 25% Belgium Government Bond 20210928	1, 446, 000. 000	1, 768, 356. 780	
4. 5% Belgium Government Bond 20260328	801, 000. 000	1, 099, 909. 170	
4. 25% Belgium Government Bond 20220928	1, 316, 000. 000	1, 659, 541. 800	
4% Belgium Government Bond 20320328	680, 000. 000	977, 744. 800	
3% Belgium Government Bond 20190928	1, 123, 000. 000	1, 236, 962. 040	
2. 25% Belgium Government Bond 20230622	1, 338, 000. 000	1, 543, 021. 740	
1. 25% Belgium Government Bond 20180622	1, 052, 000. 000	1, 083, 896. 640	
3. 75% Belgium Government Bond 20450622	753, 000. 000	1, 170, 523. 440	
2. 6% Belgium Government Bond 20240622	1, 505, 000. 000	1, 777, 645. 800	
3% Belgium Government Bond 20340622	597, 000. 000	785, 102. 760	
4. 5% IRISH TREASURY 20181018	759, 000. 000	831, 302. 340	
4. 4% IRISH TREASURY 20190618	684, 000. 000	769, 609. 440	
5. 9% IRISH TREASURY 20191018	570, 000. 000	674, 652. 000	
5. 4% IRISH TREASURY 20250313	1, 131, 000. 000	1, 561, 300. 260	
5% IRISH TREASURY 20201018	765, 000. 000	923, 247. 900	
3. 9% IRISH TREASURY 20230320	504, 000. 000	620, 550. 000	
3. 4% IRISH TREASURY 20240318	607, 000. 000	734, 251. 480	
2. 4% IRISH TREASURY 20300515	761, 000. 000	874, 647. 740	
0. 8% IRISH TREASURY 20220315	516, 000. 000	539, 070. 360	
2% IRISH TREASURY 20450218	531, 000. 000	562, 525. 470	
1% IRISH TREASURY 20260515	473, 000. 000	479, 101. 700	

4. 5% IRISH TREASURY 20200418	1, 035, 000. 000	1, 205, 040. 150	
6. 25% Austria Government Bond 20270715	985, 000. 000	1, 575, 665. 100	
4. 65% Austria Government Bond 20180115	1, 066, 000. 000	1, 131, 047. 320	
3. 9% Austria Government Bond 20200715	1, 248, 000. 000	1, 446, 419. 520	
3. 5% Austria Government Bond 20210915	1, 337, 000. 000	1, 583, 302. 140	
4. 15% Austria Government Bond 20370315	1, 073, 000. 000	1, 692, 603. 850	
4. 35% Austria Government Bond 20190315	989, 000. 000	1, 102, 576. 760	
4. 85% Austria Government Bond 20260315	675, 000. 000	953, 471. 250	
3. 65% Austria Government Bond 20220420	797, 000. 000	963, 469. 390	
3. 4% Austria Government Bond 20221122	872, 000. 000	1, 056, 689. 600	
3. 8% Austria Government Bond 20620126	318, 000. 000	574, 298. 460	
1. 95% Austria Government Bond 20190618	738, 000. 000	787, 202. 460	
3. 15% Austria Government Bond 20440620	623, 000. 000	907, 505. 410	
1. 75% Austria Government Bond 20231020	959, 000. 000	1, 076, 429. 550	
2. 4% Austria Government Bond 20340523	501, 000. 000	620, 072. 670	
1. 15% Austria Government Bond 20181019	426, 000. 000	440, 948. 340	
1. 65% Austria Government Bond 20241021	932, 000. 000	1, 039, 636. 680	
4. 375% Finland Government Bond 20190704	416, 000. 000	470, 691. 520	
4% Finland Government Bond 20250704	667, 000. 000	882, 174. 200	
3. 375% Finland Government Bond 20200415	632, 000. 000	716, 315. 120	
3. 5% Finland Government Bond 20210415	459, 000. 000	537, 948. 000	
2. 75% Finland Government Bond 20280704	389, 000. 000	484, 623. 980	
1. 625% Finland Government Bond 20220915	612, 000. 000	677, 514. 600	
1. 5% Finland Government Bond 20230415	446, 000. 000	491, 112. 900	
2. 625% Finland Government Bond 20420704	407, 000. 000	558, 053. 980	
1. 125% Finland Government Bond 20180915	425, 000. 000	438, 910. 250	
2% Finland Government Bond 20240415	529, 000. 000	603, 938. 140	
6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1, 832, 000. 000	2, 677, 193. 200	
0. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20171031	1, 735, 000. 000	1, 746, 850. 050	
1. 6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	1, 745, 000. 000	1, 779, 359. 050	

1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	1, 552, 000. 000	1, 556, 966. 400	
0. 25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20180430	260, 000. 000	261, 300. 000	
2. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20251031	1, 792, 000. 000	1, 898, 426. 880	
1. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20200730	1, 250, 000. 000	1, 288, 837. 500	
1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	1, 733, 000. 000	1, 802, 857. 230	
0. 25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20190131	1, 172, 000. 000	1, 175, 621. 480	
0. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20210730	1, 067, 000. 000	1, 077, 968. 760	
2. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	852, 000. 000	879, 698. 520	
3. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	400, 000. 000	430, 468. 000	
1. 3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	1, 230, 000. 000	1, 204, 502. 100	
5. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	1, 979, 000. 000	2, 965, 749. 190	
4. 2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	1, 654, 000. 000	2, 148, 248. 280	
4. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	1, 428, 000. 000	2, 036, 927. 760	
4. 1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20180730	2, 206, 000. 000	2, 357, 022. 760	
4. 8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20240131	1, 682, 000. 000	2, 111, 734. 180	
4. 6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20190730	2, 382, 000. 000	2, 659, 550. 640	
4. 3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20191031	1, 775, 000. 000	1, 985, 071. 250	
4. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20410730	1, 173, 000. 000	1, 630, 153. 290	
4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20200430	2, 101, 000. 000	2, 365, 305. 800	
4. 65% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250730	1, 789, 000. 000	2, 264, 068. 950	
4. 85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20201031	1, 681, 000. 000	1, 973, 040. 130	
5. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20210430	2, 515, 000. 000	3, 066, 514. 350	
5. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260730	1, 265, 000. 000	1, 761, 967. 900	
5. 85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20220131	1, 978, 000. 000	2, 499, 361. 240	
4. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20180131	2, 000, 000. 000	2, 108, 500. 000	
5. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20230131	2, 158, 000. 000	2, 747, 090. 840	
4. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20231031	1, 601, 000. 000	1, 961, 289. 040	
5. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20281031	1, 270, 000. 000	1, 732, 026. 000	
3. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20181031	1, 564, 000. 000	1, 677, 499. 480	
5. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	1, 049, 000. 000	1, 558, 079. 700	

	2. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20190430	1, 836, 000. 000	1, 951, 447. 680	
	3. 8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20240430	1, 970, 000. 000	2, 335, 553. 200	
	2. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20241031	2, 097, 000. 000	2, 330, 668. 710	
	1. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20200131	1, 900, 000. 000	1, 968, 153. 000	
ユーロ 小計			ユーロ 509, 542, 946. 720 (60, 992, 290, 722)	
南アフリカ・ランド		南アフリカ・ランド	南アフリカ・ランド	
	8% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20181221	4, 178, 000. 000	4, 179, 002. 720	
	7. 25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20200115	5, 768, 000. 000	5, 614, 859. 600	
	10. 5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20261221	15, 434, 000. 000	16, 954, 249. 000	
	6. 25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20360331	7, 612, 000. 000	5, 398, 963. 240	
	6. 75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20210331	6, 122, 000. 000	5, 756, 088. 060	
	6. 5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20410228	8, 904, 000. 000	6, 265, 744. 800	
	7% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20310228	8, 999, 000. 000	7, 329, 055. 570	
	7. 75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20230228	4, 639, 000. 000	4, 429, 317. 200	
	8. 75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20480228	10, 852, 000. 000	9, 809, 882. 440	
	8. 5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20370131	7, 321, 000. 000	6, 550, 025. 490	
	8% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20300131	7, 862, 000. 000	7, 048, 283. 000	
	8. 75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20440131	6, 044, 000. 000	5, 475, 501. 360	
	8. 25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20320331	5, 943, 000. 000	5, 346, 025. 650	
	8. 875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20350228	3, 166, 000. 000	2, 957, 392. 260	
	9% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20400131	1, 579, 000. 000	1, 472, 922. 780	
南アフリカ・ランド 小計			南アフリカ・ランド 94, 587, 313. 170 (766, 157, 237)	
国債証券 合計			152, 458, 096, 613 [152, 458, 096, 613]	
合計			152, 458, 096, 613 [152, 458, 096, 613]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 237 銘柄	100%	44.2%
イギリス・ポンド	国債証券 39 銘柄	100%	7.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 21 銘柄	100%	2.1%
カナダ・ドル	国債証券 32 銘柄	100%	2.1%
シンガポール・ドル	国債証券 19 銘柄	100%	0.4%
スイス・フラン	国債証券 6 銘柄	100%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券 7 銘柄	100%	0.4%
デンマーク・クローネ	国債証券 8 銘柄	100%	0.7%
ノルウェー・クローネ	国債証券 6 銘柄	100%	0.3%
ポーランド・ズロチ	国債証券 15 銘柄	100%	0.6%
マレーシア・リンギット	国債証券 33 銘柄	100%	0.4%
メキシコ・ペソ	国債証券 17 銘柄	100%	0.8%
ユーロ	国債証券 287 銘柄	100%	40.0%
南アフリカ・ランド	国債証券 15 銘柄	100%	0.5%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 28 年 12 月 30 日

I	資産総額	103,418,323,320 円
II	負債総額	219,580,248 円
III	純資産総額 (I - II)	103,198,743,072 円
IV	発行済数量	57,579,423,035 口
V	1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.7923 円

(参考) 外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

平成 28 年 12 月 30 日

I	資産総額	159,980,361,098 円
II	負債総額	266,049,911 円
III	純資産総額 (I - II)	159,714,311,187 円
IV	発行済数量	58,968,883,279 口
V	1 単位当たり純資産額 (III / IV)	2.7085 円

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 委託会社等の情報

第 1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

a. 資本金の額

平成 28 年 12 月末日現在

資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株

発行済株式総数 260 万 8,525 株

過去 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4 名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である CIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月 1 回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成 28 年 12 月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	68	219,503
追加型株式投資信託	664	12,714,360
株式投資信託 合計	732	12,933,863
単位型公社債投資信託	14	97,869
追加型公社債投資信託	14	2,167,293
公社債投資信託 合計	28	2,265,162
総合計	760	15,199,024

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第57期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第58期事業年度に係る中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 27 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

高波 博之 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

貞廣 篤典 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

内田 和男 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,438	31,715
有価証券	4,878	1,137
前払費用	139	159
未収委託者報酬	10,295	9,896
未収収益	110	87
繰延税金資産	585	468
その他	153	83
流動資産計	47,600	43,547
固定資産		
有形固定資産	※1 255	※1 243
建物	21	18
器具備品	234	224
無形固定資産	2,759	2,706
ソフトウェア	2,758	2,385
ソフトウェア仮勘定	1	321
投資その他の資産	12,979	14,223
投資有価証券	6,667	7,872
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	124	123
長期差入保証金	996	1,049
その他	60	47
固定資産計	15,995	17,173
資産合計	63,596	60,720

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	64	61
未払金	9,172	8,789
未払収益分配金	5	5
未払償還金	72	63
未払手数料	4,965	4,330
その他未払金 ※2	4,127	4,390
未払費用	4,162	4,215
未払法人税等	1,133	1,155
未払消費税等	1,429	538
賞与引当金	1,092	937
その他	747	22
流動負債計	17,801	15,720
固定負債		
退職給付引当金	2,072	2,209
役員退職慰労引当金	101	93
繰延税金負債	1,745	1,410
その他	2	-
固定負債計	3,920	3,714
負債合計	21,722	19,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,126	13,960
利益剰余金合計	14,501	14,334
株主資本合計	41,171	41,004
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	702	280
評価・換算差額等合計	702	280
純資産合計	41,873	41,284
負債・純資産合計	63,596	60,720

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	90,924	88,850
その他営業収益	933	799
営業収益計	91,858	89,650
営業費用		
支払手数料	49,978	46,165
広告宣伝費	670	646
調査費	9,013	10,116
調査費	867	925
委託調査費	8,146	9,191
委託計算費	756	761
営業雑経費	1,289	1,346
通信費	252	249
印刷費	481	515
協会費	53	53
諸会費	13	14
その他営業雑経費	488	513
営業費用計	61,709	59,036
一般管理費		
給料	5,881	5,797
役員報酬	289	354
給料・手当	3,803	3,850
賞与	695	654
賞与引当金繰入額	1,092	937
福利厚生費	831	837
交際費	45	70
旅費交通費	176	211
租税公課	259	325
不動産賃借料	1,180	1,258
退職給付費用	383	394
役員退職慰労引当金繰入額	38	37
固定資産減価償却費	1,032	1,110
諸経費	1,372	1,486
一般管理費計	11,201	11,531
営業利益	18,948	19,082

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金	※1	1, 226	※1	109
受取利息		20		25
投資有価証券売却益		145		115
外国税関連費用引当金戻入益		-		171
その他		226		73
営業外収益計		1, 620		496
営業外費用				
投資有価証券売却損		84		14
その他		67		94
営業外費用計		152		108
経常利益		20, 416		19, 471
特別利益				
固定資産売却益		7		-
特別利益計		7		-
特別損失				
外国税関連費用		746		-
その他		26		-
特別損失計		772		-
税引前当期純利益		19, 651		19, 471
法人税、住民税及び事業税		6, 238		6, 215
法人税等調整額		△17		△6
法人税等合計		6, 220		6, 209
当期純利益		13, 431		13, 262

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△13,428	△13,428	△13,428
当期純利益	-	-	-	13,262	13,262	13,262
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△166	△166	△166
当期末残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△13,428
当期純利益	-	-	13,262
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△422	△422	△422
当期変動額合計	△422	△422	△589
当期末残高	280	280	41,284

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18 年
器具備品	4～20 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた372百万円は、「投資有価証券売却益」145百万円、「その他」226百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
建物	20 百万円	23 百万円
器具備品	275 百万円	232 百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
未払金	4,084 百万円	4,320 百万円

3 保証債務

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,834 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,749 百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
受取配当金	1,065 百万円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 13,428百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 5,148円
- ④ 基準日 平成27年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成27年6月24日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 13,262百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 5,084円
- ④ 基準日 平成28年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成28年6月24日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	—
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	10,520	10,520	—
資産計	52,254	52,254	—
(1) 未払手数料	4,965	4,965	—
(2) その他未払金	4,127	4,127	—
(3) 未払費用（*）	3,366	3,366	—
負債計	12,460	12,460	—

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,715	31,715	—
(2) 未収委託者報酬	9,896	9,896	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,987	7,987	—
資産計	49,599	49,599	—
(1) 未払手数料	4,330	4,330	—
(2) その他未払金	4,390	4,390	—
(3) 未払費用（*）	3,420	3,420	—
負債計	12,141	12,141	—

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、並びに（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,025	1,021
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	5,129
(3) 長期差入保証金	996	1,049

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,715	-	-	-
未収委託者報酬	9,896	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,115	4,570	1,712	141
合計	42,727	4,570	1,712	141

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	164	55	109
（２）その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	△14
小計	5,779	5,793	△14
合計	10,520	9,482	1,038

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,025百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	141	55	86
（２）その他 証券投資信託	3,875	3,408	466
小計	4,016	3,463	553
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,970	4,119	△148
小計	3,970	4,119	△148
合計	7,987	7,583	404

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3	-	0
(2) その他 証券投資信託	19,069	115	13
合計	19,072	115	14

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について4百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,959百万円	2,072百万円
勤務費用	212	222
退職給付の支払額	△118	△120
その他	18	35
退職給付債務の期末残高	2,072	2,209

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,072 百万円	2,209 百万円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,072	2,209
退職給付引当金	2,072	2,209
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,072	2,209

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	212 百万円	222 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	212	222

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度170百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	670	676
賞与引当金	305	225
外国税関連費用	241	-
未払事業税	231	224
連結法人間取引（譲渡損）	128	121
投資有価証券評価損	105	95
出資金評価損	103	98
その他	206	173
繰延税金資産小計	1,992	1,615
評価性引当額	△ 613	△ 347
繰延税金資産合計	1,379	1,268
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,203	2,086
その他有価証券評価差額金	335	124
繰延税金負債合計	2,539	2,210
繰延税金負債の純額	1,159	941

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.14%	0.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.02%	△0.02%
評価性引当額の増減額	△2.67%	△1.29%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.51%	△0.19%
その他	0.07%	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.65%	31.89%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.34%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.86%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が 24 百万円、繰延税金負債（長期）が 74 百万円、法人税等調整額が 50 百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が 6 百万円増加しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapo re	133	金融商 品取引 業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapo re	133	金融商 品取引 業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,749	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都 千代田区	100,000	金融商 品取引 業	—	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	28,838	未払手数料	3,751
同一の親 会社をも つ会社	㈱大和総研 ビジネス・ イノベーション	東京都 江東区	3,000	情報サ ービス 業	—	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注3)	685	未払費用	348
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ㈱	東京都 中央区	100	不動産 管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借 料 (注4)	978	長期差入保 証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都 千代田区	100,000	金融商 品取引 業	—	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	27,062	未払手数料	3,188
同一の親 会社をも つ会社	㈱大和総研 ビジネス・ イノベーション	東京都 江東区	3,000	情報サ ービス 業	—	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注3)	593	未払費用	252
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ㈱	東京都 中央区	100	不動産 管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借 料 (注4)	1,028	長期差入保 証金	1,027

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,052.69円	1株当たり純資産額	15,826.85円
1株当たり当期純利益	5,148.94円	1株当たり当期純利益	5,084.10円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益(百万円)	13,431	13,262
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 11 月 24 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

馬波博之
貞廣篤典
内田和男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間 (平成28年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,153
有価証券		529
未収委託者報酬		9,521
繰延税金資産		428
その他		351
流動資産合計		32,984
固定資産		
有形固定資産	※ 1	241
無形固定資産		
ソフトウェア		2,212
その他		252
無形固定資産合計		2,465
投資その他の資産		
投資有価証券		7,003
関係会社株式		5,129
その他		1,296
投資その他の資産合計		13,430
固定資産合計		16,137
資産合計		49,121

(単位:百万円)

当中間会計期間 (平成28年 9 月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払金	7,144
未払費用	3,762
未払法人税等	1,205
賞与引当金	733
その他	※ 3 434
流動負債合計	13,279
固定負債	
退職給付引当金	2,301
役員退職慰労引当金	122
その他	9
固定負債合計	2,432
負債合計	15,712
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,184
利益剰余金合計	6,559
株主資本合計	33,229
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	179
評価・換算差額等合計	179
純資産合計	33,408
負債・純資産合計	49,121

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		39,705
その他営業収益		356
営業収益合計		40,062
営業費用		
支払手数料		20,125
その他営業費用		5,997
営業費用合計		26,122
一般管理費	※ 1	5,754
営業利益		8,184
営業外収益	※ 2	165
営業外費用	※ 3	59
経常利益		8,290
特別利益		—
特別損失	※ 4	260
税引前中間純利益		8,029
法人税、住民税及び事業税		3,936
法人税等調整額		△1,393
中間純利益		5,486

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,261	△ 13,261	△ 13,261
中間純利益	-	-	-	5,486	5,486	5,486
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 7,775	△ 7,775	△ 7,775
当中間期末残高	15,174	11,495	374	6,184	6,559	33,229

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	280	280	41,284
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,261
中間純利益	-	-	5,486
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 100	△ 100	△ 100
当中間期変動額合計	△ 100	△ 100	△ 7,875
当中間期末残高	179	179	33,408

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日現在)
有形固定資産	273百万円

2 保証債務

当中間会計期間 (平成28年 9 月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務1,554百万円に対して保証を行っております。

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
有形固定資産	16百万円
無形固定資産	528百万円

※2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
受取配当金	62百万円
投資有価証券売却益	53百万円

※3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
為替差損	23百万円
投資有価証券売却損	16百万円

※ 4 特別損失の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
MMF等償還関連費用	260百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	13,261	5,084	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 24 日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,153	22,153	—
(2) 未収委託者報酬	9,521	9,521	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,511	6,511	—
資産合計	38,186	38,186	—
(1) 未払金	7,144	7,144	—
(2) 未払費用 (*)	3,762	3,762	—
負債合計	10,906	10,906	—

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,051

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成28年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他			
証券投資信託	3,994	3,627	366
小計	4,105	3,682	422
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	2,406	2,569	△163
小計	2,406	2,569	△163
合計	6,511	6,252	259

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,021 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	12,807.54円
1株当たり中間純利益金額	2,103.26円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,486
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,486
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(DCダイワ外国債券インデックス)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
- ② 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ③ 保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産およびマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。
- ④ 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りま
す。
株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資制限
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債等への投資制限
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑨ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(DCダイワ外国債券インデックス)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって取得の申込に応じるものとします。

- ② 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を別に定める積立投資約款に従って契約（以下「積立投資契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって取得の申込に応じるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があるとは判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 （削 除）

第15条 （削 除）

第16条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第18条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29

条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条から第24条まで、第26条、第28条、第34条から第36条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第30条 （削 除）

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第32条 （削 除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成14年12月2日から平成15年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金（委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金を除きます。）は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

② 指定販売会社は、積立投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託者において行なうものとします。

④ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条に規定する交付開始前に、償還金については前条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の時効)

第47条 受益者が、信託終了による償還金について第45条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金

の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第44条第4項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の再交付)から第16条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 4条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 5条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値

で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成14年12月 2日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社